

保適証サービス （電子保安基準適合証システム） ご利用マニュアル

2019年3月

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

1. 保適証サービス（電子保安基準適合証システム）について	3
(1) 保適証サービスとは	4
(2) 保適証サービスの対象範囲	8
(3) 電子保安基準適合証登録項目	9
(4) 保安基準適合標章について	10
(5) 保安基準適合証（標章）管理簿について	11
(6) 保適証サービスのご利用パターン	13
(7) 保適証サービス利用までの流れ	18
2. 利用申込みについて	19
(1) 利用申込み手順	20
3. 利用開始について	23
(1) 利用開始手順（事業場内ユーザーの登録）	24
4. 登録内容の変更・削除について	37
(1) 登録内容の変更手順（事業者及び拠点管理担当者、指定自動車整備事業場及び事業場管理責任者の情報）	38
(2) 登録内容の変更手順（利用料の口座振替・自動払込用口座）	39
(3) 登録内容の削除手順（事業者、指定自動車整備事業場の全ての情報）	41
5. 利用料金のお支払いについて	42
(1) 通常のお支払い	43
(2) 口座振替または自動払込が何らかの理由により完了できない場合	44
6. 問合せについて	46
(1) 保適証サービスに関する問合せ先	47

1. 保適証サービス (電子保安基準適合証システム) について

(1) 保適証サービスとは

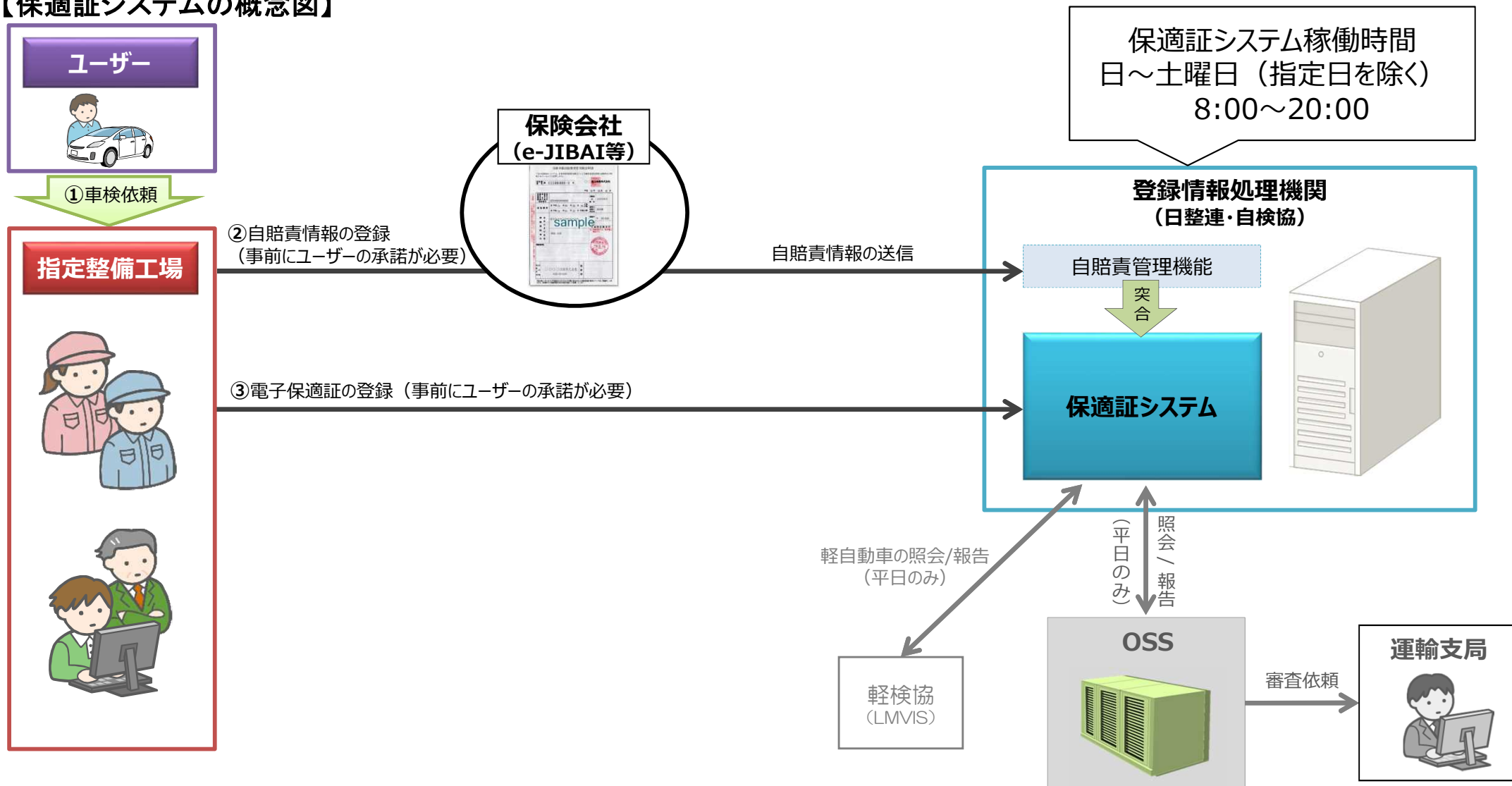
平成29年4月より「継続検査のワンストップサービス(OSS)」がスタートしました。

継続検査OSSにおいては保安基準適合証の電子化が必須となりますが、保適証サービス(電子保安基準適合証システム)は、継続検査OSSに必要な指定自動車整備事業場からの電子保安基準適合証の情報を受付ける窓口であり、受付けた電子保安基準適合証の情報を一元的に管理し、国のシステムからの照会に回答するサービスを担うシステムで、「継続検査のワンストップサービス(OSS)」になくてはならないシステムです。

なお、「継続検査のワンストップサービス(OSS)」の実施の有無にかかわらず、保安基準適合証を電子化することが可能です。

※自賠責情報の電子化も「継続検査のワンストップサービス(OSS)」の条件のひとつです。

【保適証システムの概念図】



【参考1】保適証サービスWEBページについて（ログイン方法）



保適証登録等

事業場内
ユーザー登録等

日整連HP
よりリンク



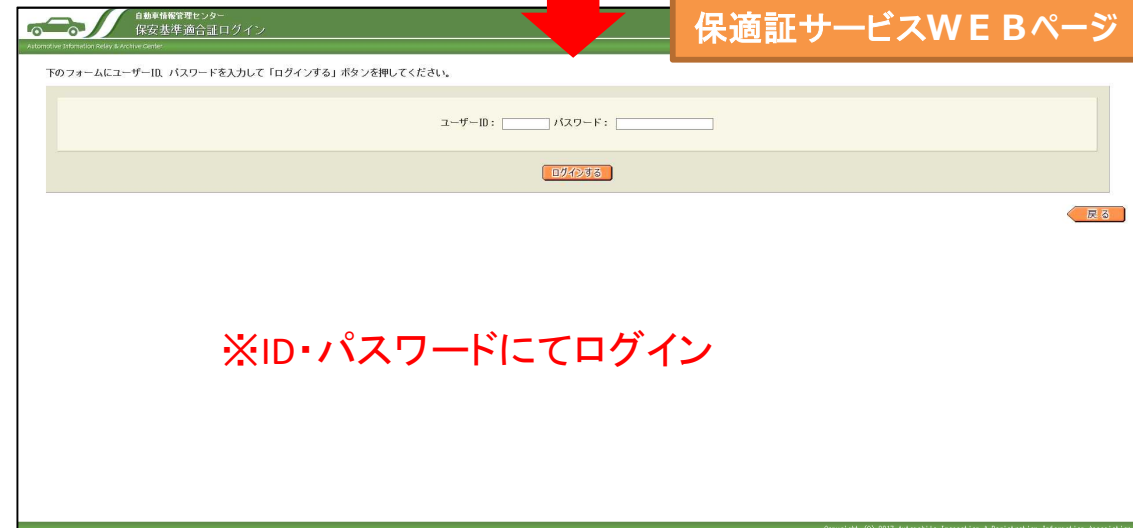
保適証サービス画面操作マニュアル等を『日整連自動車情報サイト』に掲載

- 保安基準適合証 利用者管理サービス(WEB) 画面操作マニュアル
※ユーザーの登録・変更等を行う利用者管理サービスのマニュアル
・指定整備工場事業者権限ユーザー向け【拠点管理担当者用】
・指定整備工場事業場管理権限ユーザー向け【事業場管理責任者用】

- 保安基準適合証サービス(WEB) 画面操作マニュアル
【保適証入力者・検査員・登録(交付)者用】
※保適証データの入力や登録を行うためのマニュアル

等

保適証サービスWEBページ



【参考2】保適証サービスWEB画面（ログイン後画面：保適証手続き）



自動車情報管理センター
保安基準適合証メニュー

Automotive Information Relay & Archive Center

保安基準適合証の手続き

保適証の作成・編集・登録(ブラウザ型)

保適証 1 件登録

▶ 作成
保適証情報を作成します。

▶ 編集
作成中の保適証情報を編集します。

▶ 保適証 1 件引戻
保適証情報を編集可能な状態に戻します。

▶ 保適証 1 件削除
保適証情報を削除します。

▶ 保適証照会
保適証情報を照会します。

保適証の登録・修正・削除(スタンドアロン型整備業務システム:P13, 15参照)

▶ 保適証一括アップロード
保適証集約ファイルをアップロードします。

▶ 処理結果ダウンロード
保適証集約ファイルの処理結果をダウンロードします。

▶ 適合標章交付
保安基準適合標章を出力します。

▶ 発行帳票
管理簿を出力します。

保安基準適合標章のPDFファイルの出力

交付簿の代わりになるもの

※実際はログインするユーザー(権限)により利用できる項目が制限されます。

【参考3】保適証サービスWEB画面（ログイン後画面：利用者管理手続き）



自動車情報管理センター
保安基準適合証利用者管理メニュー

Automotive Information Relay & Archive Center

ユーザーID : 10000003
ユーザー名 : 事業者権限 一郎

パスワード変更 ログアウト

事業場管理権限 一郎

保安基準適合証利用者管理の手続き

登録
▶ **利用者**
利用者情報を登録します。
新規登録結果通知書を出力します。

変更
▶ **利用者**
利用者情報を変更します。
登録内容変更結果通知書を出力します。

削除
▶ **利用者**
利用者情報を削除します。

照会
▶ **組織**
組織情報を照会します。
▶ **利用者**
利用者情報を照会します。
登録内容変更結果通知書を出力します。

▶ **パスワード初期化**
配下ユーザーのパスワードを初期化します。

事業場内ユーザーの新規登録
事業場内ユーザー情報の変更(婚姻などによる氏名変更)
事業場内ユーザーの削除
登録情報(事業場・ユーザー)の照会
事業場内ユーザーのパスワード初期化

(2) 保適証サービスの対象範囲

保適証サービス(電子保安基準適合証)の対象範囲は、保安基準適合証を扱う申請を対象とし、限定保安基準適合証は対象外とします。
(平成31年3月現在)

申請手続				証明書	保適証	限定保適証
登録車	OSS申請	新規登録検査申請	新車		—	—
			中古車		○	×
		継続検査申請	指定整備車		○	×
	窓口申請	新規登録検査申請	新車		—	—
			中古車(二輪車を含む)		○	×
		継続検査申請	指定整備車(二輪車を含む)		○	×
			検査車		—	—
		予備検査申請	新車		—	—
			中古車(二輪車を含む)		○	×
軽自動車	OSS申請	新規登録検査申請	新車		—	—
			中古車		○	×
		継続検査申請	指定整備車		○	×
	窓口申請	新規登録検査申請	新車		—	—
			中古車		○	×
		継続検査申請	指定整備車		○	×
			検査車		—	—
		予備検査申請	新車		—	—
			中古車		○	×

【凡例】 ○: 電子化対象 ×: 電子化対象外 —: 対象外(証明書扱いなし)

※ 1検査における自動車検査員(検査年月日)が6名以上の場合は対象外となります。

※ 自賠責保険証明書情報が4つ以上に分かれる車両は対象外となります。

※ 中古予備検査以外の申請において当該サービスで保適証を登録する車両については自賠責保険への事前加入が必須となります。

(3) 電子保安基準適合証登録項目

以下の情報を集約したものが電子保安基準適合証ファイルとなります。(車両により使用しない項目が存在します。)

項番	項目名	項番	項目名
1	データレコード種別(登録・訂正・削除)	27	乗車定員1
2	保適証番号	28	乗車定員2
3	事業場ID	29	幼児定員1
4	適合証区分	30	幼児定員2
5	自動車区分	31	最大積載量1
6	申請種別	32	最大積載量2
7	検査種別	33	用途
8	保適交付者	34	車両総重量1
9	車台番号	35	車両総重量2
10	交付年月日	36	最終検査申請日
11	自動車検査員ID1	37	保険期間(自)
12	検査年月日1	38	保険期間(至)
13	自動車検査員ID2	39	自賠責保険証明書情報-紙電子種別1
14	検査年月日2	40	自賠責保険証明書情報-証明書番号1
15	自動車検査員ID3	41	自賠責保険証明書情報-保険会社名1
16	検査年月日3	42	自賠責保険証明書情報-紙電子種別2
17	自動車検査員ID4	43	自賠責保険証明書情報-証明書番号2
18	検査年月日4	44	自賠責保険証明書情報-保険会社名2
19	自動車検査員ID5	45	自賠責保険証明書情報-紙電子種別3
20	検査年月日5	46	自賠責保険証明書情報-証明書番号3
21	自動車登録番号情報-標板文字	47	自賠責保険証明書情報-保険会社名3
22	自動車登録番号情報-分類番号	48	走行距離計表示値
23	自動車登録番号情報-仮名文字	49	走行距離計表示値設定
24	自動車登録番号情報-番号	50	引戻訂正削除理由
25	使用者氏名または名称	51	自重計技術基準適合証の確認の有無
26	使用者住所	52	備考

※ 1検査における自動車検査員(検査年月日)の登録は最大5名までです。(6名以上の場合は対象外となります。)

※ 自賠責保険証明書情報の登録は最大3つまでです。(4つ以上に分かれる車両は対象外となります。)

※ 中古予備検査以外の申請において当該サービスで保適証を登録する車両については自賠責保険への事前加入が必須となります。

(4) 保安基準適合標章について

※専用紙は各自動車整備振興会において頒布いたします。

保適証を電子化した際に保安基準適合標章を発行する場合は、保適証サービスを活用し保安基準適合標章専用紙に印刷を行う必要があります。完成のイメージは以下のとおりであり、フォーマット上部が保安基準適合標章、下部が保安基準適合証(控)となります。

【注意】フォーマット下部の保安基準適合証(控)の保存は任意です。

専用紙 (A4サイズ)

凡例 ----- 折り線 - - - - 切り取り線

印刷イメージ

交付印の押印
(省略可)

有効期限を
印刷可能

■ 印刷

検査員
の押印
省略可)

[illegible]

保安基準適合標章	
平成 29 年 10 月 10 日から	
10 月 24 日まで	
自動車登録番号 又は車両番号	
習志野501に9999	
この自動車は、道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 検査の年月日 平成 29 年 10 月 10 日 自動車検査員の氏名 検査 太郎	
自動車登録番号 又は車両番号	
習志野501に9999	
車台番号 QBC10-010200	
使用者 氏名又は名称 保通 太郎 住 所 一宮市2-9-8	
乗車定員 5 人 最大積載量 — kg	
用途 乗用 車両総重量 1205 kg	
保険期間 平成 27 年 10 月 22 日 から 平成 31 年 10 月 22 日 まで	

電子保安基準適合証（控）	
番号 17000001 平成 29 年 10 月 10 日 交付	
指定自動車整備 事業者の氏名 ○△オートサービス株式会社 又は名称 ○△オートサービス株式会社 南営業所 事業場の名称 一宮市保通町2345-343-342 ○ 及び所在地	
次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 検査の年月日 平成 29 年 10 月 10 日 自動車検査員の氏名 検査 太郎	
自動車登録番号 又は車両番号	
習志野501に9999	
車台番号 QBC10-010200	
使用者 氏名又は名称 保通 太郎 住 所 一宮市2-9-8	
乗車定員 5 人 最大積載量 — kg	
用途 乗用 車両総重量 1205 kg	
保険期間 平成 27 年 10 月 22 日 から 平成 31 年 10 月 22 日 まで	

電子保安基準適合証（発）	
番号 17000001 平成 29 年 10 月 10 日 交付	
指定自動車整備 事業者の氏名 ○△オートサービス株式会社 又は名称 ○△オートサービス株式会社 南営業所 事業場の名称 一宮市保通町2345-343-342 ○ 及び所在地	
次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 検査の年月日 平成 29 年 10 月 10 日 自動車検査員の氏名 検査 太郎	
自動車登録番号 又は車両番号	
習志野501に9999	
車台番号 QBC10-010200	
使用者 氏名又は名称 保通 太郎 住 所 一宮市2-9-8	
乗車定員 5 人 最大積載量 — kg	
用途 乗用 車両総重量 1205 kg	
保険期間 平成 27 年 10 月 22 日 から 平成 31 年 10 月 22 日 まで	

指定番号	
99 - 99999	

最終の検査申請日	
平成 29 年 10 月 22 日	

証明書番号	
123-54321	
123-98765	

保険会社	
保通総合保険会社	
保通総合保険会社	

走行距離計表示値	
123400 km	

自重計技術基準適合証の確認の有無	

注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とします。

(5) 保安基準適合証（標章）管理簿について

保適証サービスに登録（交付）した保安基準適合証については、システム上の管理簿で交付管理を行います。（紙の保安基準適合証の交付簿に代わるものとなります）

PDFファイルの出カイメージは以下のとおりであり、任意のタイミングにて出力・印刷することが可能です。

【注意】保適証システムへの保安基準適合証の登録情報については、登録から2年経過すると自動的に削除されますので、必要に応じて出力して保存してください。

保安基準適合証（標章）管理簿

項番	保適証番号	交付年月日	保適交付者	車台番号	自動車 登録番号情報	用途	検査種別			適合証区分		自動車 検査員氏名	検査年月日	使用者氏名 または名称	最終検査 申請日	保険期間 (自)	保険期間 (至)	標章 発行 区分	申請区分	ステータス
							中古 新規 検査	中古 予備 検査	継続 検査	保適	限定 保適									
1	18000001	2018/02/15	保適 登録朗	N22-271472	尾張小牧 3 3 3 あ 1 1 1 1	乗用			○	○		検査 一朗 検査 二郎 検査 三朗 検査 四朗 検査 五朗	2018/02/11 2018/02/12 2018/02/13 2018/02/14 2018/02/15	私用 二緒		2016/03/10	2020/03/10	発行	0SS申請	申請完
2	18000002	2018/02/15	保適 登録朗	K22-271472	品川 3 3 3 あ 1 1 1 1	乗用			○	○		検査 一朗	2018/02/15	私用 二緒	2018/02/20	2016/02/20	2020/02/20	発行	窓口申請	申請完
3	18000003	2018/02/15	保適 登録朗	NKS22-271472	品川 4 4 4 あ 1 1 1 1	貨物			○	○		検査 一朗	2018/02/15	私用 二緒		2017/03/10	2019/03/10	発行	0SS申請	報告済
4	18000004	2018/02/15	保適 登録朗	S22-271472	品川 3 3 3 あ 2 2 2 2	乗用			○	○		検査 一朗	2018/02/15	私用 二緒		2016/03/03	2020/03/03	未発行	0SS申請	却下
5	18000005	2018/02/15	保適 登録朗	KS22-271472	品川 3 3 3 あ 3 3 3 3	乗用			○	○		検査 一朗	2018/02/15	私用 二緒	2018/02/20	2016/02/20	2020/02/20	未発行	0SS申請	削除
6	18000006	2018/02/15	保適 登録朗	NS22-271472		乗用	○			○		検査 一朗	2018/02/15	私用 二緒		2018/02/15	2020/03/15	未発行	窓口申請	作成済
7	18000007	2018/02/15	保適 登録朗	NK22-271472	品川 4 4 4 あ 2 2 2 2	貨物			○	○		検査 一朗	2018/02/15	私用 二緒		2017/03/10	2019/03/10	未発行	0SS申請	作成中

【注意】自動車使用者の同意（承諾）の必要性について

継続検査(車検)に必要な書類の作成や申請手続きを電磁的方法により行う場合は、法令の規定により、事前に自動車使用者の承諾を得ておくことが必要となっています。

各指定自動車整備事業場において承諾書を作成し、自動車使用者の承諾を得た上で本サービスをご利用いただきますようお願いいたします。
(法令の規定：道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条をいう。)

①〔継続検査(車検)申請に関する委任について〕

- ・継続検査の申請を電磁的方法により行う場合、申請代理人に対し、申請に必要な情報を提供すること及び申請を委任すること。

②〔継続検査(車検)に際し民間が発行する証明書の取扱いに関する承諾〕

- ・保安基準適合証の交付に代えて、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。
- ・自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

確認事項及び承諾書の記載例

※当該承諾書一例をP5でご紹介している「日整連自動車情報サイト」に掲載していますので、必要に応じて参考としてください。

継続検査(車検)における確認事項及び承諾書	
継続検査(車検)の手続きに関してチェックを付けた事項について承諾します。	
☐	①[継続検査(車検)申請に関する委任について] 継続検査の申請を電磁的方法により行う場合、申請代理人に対し、申請に必要な情報を提供すること及び申請を委任すること。
☐	②[継続検査(車検)に際し民間が発行する証明書の取扱いに関する承諾] 保安基準適合証の交付に代えて、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。
☐	自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。
※「電磁的方法」とは：紙による申請や関係書類の国への提出に代えて、電子データにより国へ送信するものです。なお、当該電子データは、継続検査(車検)の手続き以外には使用されません。	
登録番号又は車両番号(二輪の小型自動車又は検査対象軽自動車)	
ご記入日 年 月 日	
使用者の氏名 印	
(社名) ※記名・押印又は自署	

〔継続検査(車検)申請に関する委任について〕

- ・電子申請することに承諾いただく場合は欄にレ点を記入していただきます。

〔継続検査(車検)に際し民間が発行する証明書の取扱いに関する承諾〕

- ・保安基準適合証を電磁的方法により提供することに承諾いただく場合は欄にレ点を記入していただきます。

- ・自賠責保険（共済）情報を電磁的方法により提供することに承諾いただく場合は欄にレ点を記入していただきます。

- ・車検証に記載されている番号標の番号を記入して下さい。

- ・記入した「年月日」を記入していただきます。

〔個人ユーザーの場合〕

- ・使用者が署名した場合は、押印は不要です。
- ・記名(ゴム印等での記入)の場合は、押印が必要です。

〔法人ユーザーの場合〕

- ・会社名の記入及び車検依頼者の署名（記名の場合は押印）が必要です。

- ・事業場の「事業場名」、「所在地」等をゴム印等利用して記入して下さい。

(6) 保適証サービスのご利用パターン

保適証サービスを利用するパターンは、接続方法によって3パターンに分かれます。それぞれのパターンで、保安基準適合証及び保安基準適合標章の発行の仕方が異なります。(各利用パターンにおける保適証登録～適合標章交付までの流れは次ページ以降を参照)

なお、下記②及び③については整備業務システムを活用した利用パターンとなりますので、詳しいご利用方法等についてはご利用中の整備業務システム会社にご確認ください。

①ブラウザ型

インターネットを介して保適証サービスWEBページにログインし、WEBページ上で直接保安基準適合証情報の入力・交付及び保安基準適合標章の交付等を行う方式です。

②スタンドアロン型

整備業務システム上で保安基準適合証情報の集約ファイルを作成した上で、インターネットを介して保適証サービスWEBページにログインし、WEBページ上で直接保安基準適合証情報の集約ファイルを一括アップロードすることで交付等を行う方式です。

なお、保安基準適合標章の交付については、整備業務システム上で行うことも許可しています。(整備業務システムの対応状況による)

【注意】整備業務システム上で保安基準適合標章の交付を行った場合は、保適証サービスのシステム上の保安基準適合標章交付履歴に反映させるため、保適証サービスWEBページ上でも交付処理を行う必要があります。(平成29年4月1日現在)

③クラウド型

整備業務システム上で保安基準適合証情報の集約ファイルの作成及び保適証システムへのファイル送信等を行うことで交付等を行う方式です。

なお、保安基準適合標章の交付については、整備業務システム上で行うことも許可しています。(整備業務システムの対応状況による)

①ブラウザ型

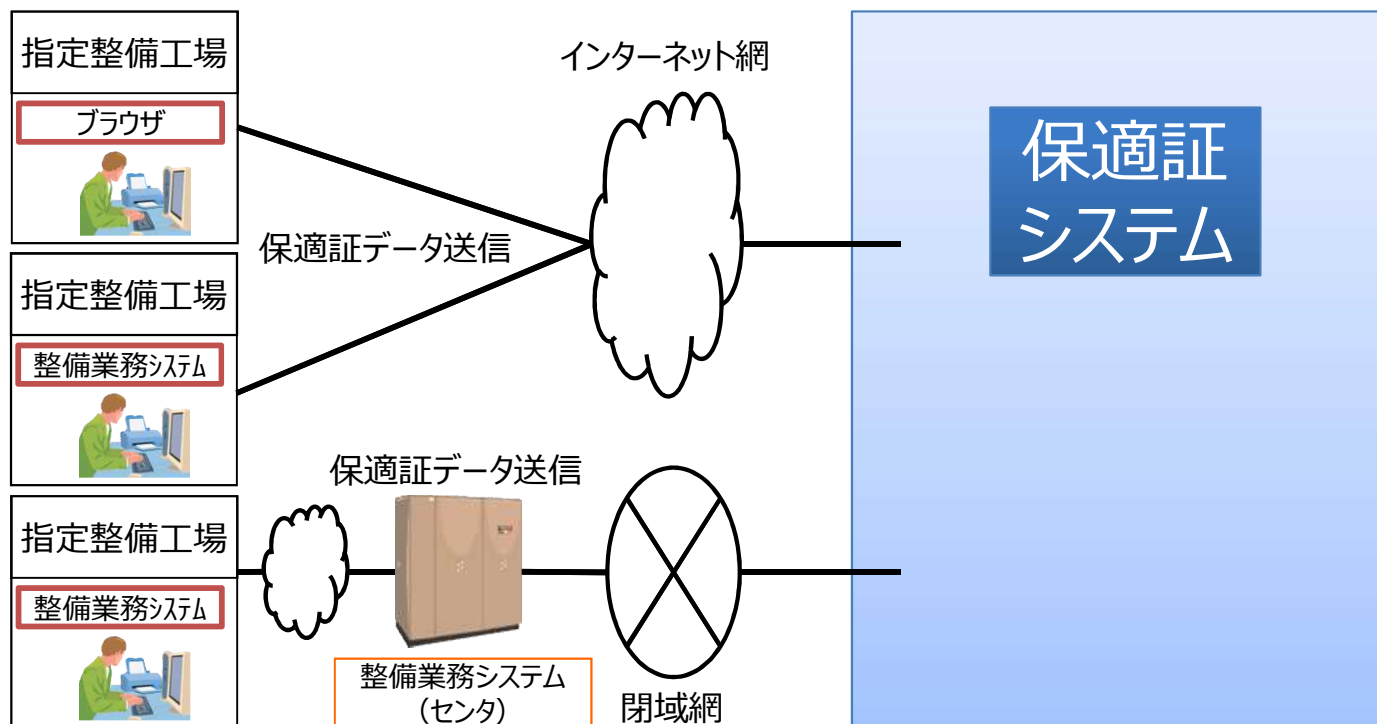
対象：Webブラウザ等から接続する場合
方法：保適証システムの画面から入力

②スタンドアロン型

対象：整備業務システム(スタンドアロン型)から接続する場合
方法：整備業務システム(スタンドアロン型)からのデータ作成→保適証システム画面からのアップロード

③クラウド型

対象：整備業務システム(クラウド型)から接続する場合
方法：整備業務システム(クラウド型)からのデータ送信(ファイル転送)



①ブラウザ型における保適証登録～適合標章交付までの流れ

インターネットを介して保適証サービスWEBページにログインし、WEBページ上で直接保安基準適合証情報の入力・交付及び保安基準適合標章の交付等を行う方式です。

保適証サービス
WEBページにログイン



WEBページ上で
保適証情報を直接入力（登録・訂正・削除に対応）

自動車情報管理センター
保適証1件作成

ユーザーID: 00000007
ユーザー名: TESTユーザ

メニュー 保適証1件作成 保適証1件作成/確認 保適証1件作成/完了

入力を終えたら一時保存ボタン、または確認ボタンを押して下さい。
一時保存時は「車台番号」のみ必須入力となります。
入力チェックボタンを押すと、登録時に必要となる項目の入力チェックとチェック結果を画面に表示します。

戻る メニュー画面へ 入力チェック

保適証情報

保適証番号: 00000001
車台番号: 00000001

区分

※自動車区分が軽自動車の場合、申請種別は選択不要となります。

適合証区分: ☒ 保適証 ☐ 限定保適証
自動車区分: ☒ 普通車 ☐ 軽自動車
申請種別: ☒ 登録車 ☐ OSS申請 ☐ 空白申請
検査種別: ☒ 継続検査 ☐ 中古新規検査登録 ☐ 中古予備検査

自動車登録番号情報

※検査種別が継続検査の場合必須となり、それ以外は入力不可となります。
※継続検査の場合、標板文字が存在しない場合は、全角スペースを入力してください。
※継続検査の場合、分類番号が存在しない場合は、半角スペースを入力してください。

標板文字【全角】
分類番号【半角】
仮名文字【全角】
番号【半角】

使用者情報

氏名または名称【全角】
住所【全角】

車両情報

※車台番号以外の車両情報は、不要の場合にも「1」を入力してから登録を行ってください。
※車台番号を編集したい場合、すべての検査員情報を削除する必要があります。ただし、一度交付した保適証情報については、検査員情報を削除しても車台番号の変更はできません。
※km解除、及びmile解除はメータ交換を行った場合、走行距離の表示値が100万(7桁)以上の場合、前回の走行距離計表示値から値が減る場合に選択します。
例えば走行距離計の表示値が1234567kmのとき、走行距離計表示値には「2345」を入力し「km解除」を選択します。
※走行距離計がない車両の場合、走行距離計表示値は「未設定」を選択してください。
※軽自動車を登録する場合、車台定員3、最大積載量3、車両総重量3は入力できません。

車台番号【半角】
車台定員1【半角】
幼児定員1【半角】
最大積載量1【半角】
用途: ☒ 乗用 ☐ 貨物 ☐ 乗合 ☐ 特種 ☐ -
車両総重量1【半角】
走行距離計表示値【半角】
00 ☐ km ☐ km解除 ☐ mile ☐ mile解除 ☐ 未設定

車台定員2【半角】
幼児定員2【半角】
最大積載量2【半角】
車台定員3【半角】
幼児定員3【半角】
最大積載量3【半角】
車両総重量2【半角】
車両総重量3【半角】

WEBページ上で
保適証登録（交付）



保適証システム

WEBページ上で
ステータス（状況）確認

※作成中、作成済、削除、
報告済、却下、申請完了の確認

WEBページ上で
保適証の管理

保安基準適合証（標章）管理簿

項目	保適証番号	交付年月日	交付手段	車台番号	自動車 登録番号	用途	中 古 車 検 査 種 別	適合証区分	自動車 検査員氏名	検査年月日	検査員氏名 または名称	最終検査 申請日	保適証 (日)	検査 状況	申請 状況	ステータス
1	00000001	2018/02/15	保通	登録車002-271472	00000001	乗用	0	0	検査員一	2018/02/15	検査員二	2018/02/20	2018/02/20	発行	2018/02/20	申請済
2	00000002	2018/02/15	保通	登録車002-271472	00000002	乗用	0	0	検査員一	2018/02/15	検査員二	2018/02/20	2018/02/20	発行	2018/02/20	申請済
3	00000003	2018/02/15	保通	登録車002-271472	00000003	貨物	0	0	検査員一	2018/02/15	検査員二	2018/02/20	2018/02/20	発行	2018/02/20	申請済
4	00000004	2018/02/15	保通	登録車002-271472	00000004	乗用	0	0	検査員一	2018/02/15	検査員二	2018/02/20	2018/02/20	発行	2018/02/20	申請済
5	00000005	2018/02/15	保通	登録車002-271472	00000005	乗用	0	0	検査員一	2018/02/15	検査員二	2018/02/20	2018/02/20	発行	2018/02/20	申請済
6	00000006	2018/02/15	保通	登録車002-271472	00000006	乗用	0	0	検査員一	2018/02/15	検査員二	2018/02/20	2018/02/20	発行	2018/02/20	申請済
7	00000007	2018/02/15	保通	登録車002-271472	00000007	貨物	0	0	検査員一	2018/02/15	検査員二	2018/02/20	2018/02/20	発行	2018/02/20	申請済

〇メリット

- ・基本的に保適証サービス利用料以外のコストが掛からない。
- ・保適証サービスWEBページ上で全ての操作が可能。

△デメリット

- ・保適証情報の入力作業に時間を要する。
- ・保適証交付等に時間の制限がある。
日～土曜日（指定日を除く）
8:00～20:00

②スタンドアロン型における保適証登録～適合標章交付までの流れ

整備業務システム上で保安基準適合証情報を作成した上で、インターネットを介して保適証サービスWEBページにログインし、WEBページ上で直接保安基準適合証情報の集約ファイルを一括アップロードすることで交付等を行う方式です。

なお、保安基準適合標章の交付については、整備業務システム上で行うことも許可しています。(整備業務システムの対応状況による)

整備業務システム上で
保適証情報を作成



整備業務システム上の
顧客情報等を利用

- ・使用者情報
- ・車両情報
- ・諸元情報
- ・自賠償情報 など

※利用可能な情報は、整備業務システムにより異なります。

WEBページ上で
保適証集約ファイルをアップロード（登録・訂正・削除）

保安基準適合証の手続き

保証証 1 件登録

▶ 作成

保証証情報を作成します。

▶ 編集

作成中の保証証情報を編集します。

▶ 保証証 1 件引戻

保証証情報を編集可能な状態に戻します。

▶ 保証証 1 件削除

保証証情報を削除します。

▶ 保証証照会

保証証情報を照会します。

▶ 保証証一括アップロード

保証証集約ファイルをアップロードします。

▶ 処理結果ダウンロード

保証証集約ファイルの処理結果をダウンロードします。

▶ 適合標章交付

保安基準適合証を出力します。

▶ 発行帳票

管理簿を出力します。

整備業務システムから
適合標章発行

[illegible]

適合標章発行履歴のシステム反映
(WEBページ上で手動処理)
※管理簿への反映

保適証登録（交付）



保適証システム

WEBページ上で
ステータス（状況）確認

※作成済、削除、報告済、
却下、申請完の確認

【注意】登録(交付)後の
ステータス(状況)確認は
WEBページ上でのみ可能。

WEBページ上で 保適証の管理

保安基準適合証 (標章) 管理簿

預備 保通証番号	交付年月日	保通証交付者	単位番号	自動車 登録番号	用途	検査区分			適合区分	自動車 検査員氏名	検査年月日	使用者氏名 または主たる 名称	最終検査 申請日	保通証 有効期 (日)	保通証 有効期 (年)	検査 及び 点検 状況	申請区分	ステータス
						型式 適合 検査	車 中 検査	検査 結果										
1	18000001	2018/02/15	保通証 登録部	22-271472	兵庫県 3-3-3 赤 1111	乗用	○	○		検査 一 期 検査 二 期 検査 三 期 検査 四 期 検査 五 期	2018/02/15 2018/02/12 2018/02/12 2018/02/14 2018/02/15	私用 一 期	2018/02/15	2018/02/29	2020/02/29	発行	353乗用	申請済
2	18000002	2018/02/15	保通証 登録部	22-271472	品川 3-3-3 赤 1111	乗用	○	○		検査 一 期 検査 二 期 検査 三 期 検査 四 期 検査 五 期	2018/02/15 2018/02/15 2018/02/15 2018/02/15 2018/02/15	私用 一 期	2018/02/29	2019/02/29	2020/02/29	発行	353乗用	申請済
3	18000003	2018/02/15	保通証 登録部	3622-271472	品川 4-4-4 赤 1111	貨物	○	○		検査 一 期 検査 二 期 検査 三 期 検査 四 期 検査 五 期	2018/02/15 2018/02/15 2018/02/15 2018/02/15 2018/02/15	私用 二 期	2017/03/15	2019/03/15	2020/03/15	発行	353乗用	報告済
4	18000004	2018/02/15	保通証 登録部	22-271472	品川 3-3-3 赤 2222	乗用	○	○		検査 一 期 検査 二 期 検査 三 期 検査 四 期 検査 五 期	2018/02/15 2018/02/15 2018/02/15 2018/02/15 2018/02/15	私用 二 期	2018/02/15	2019/02/29	2020/02/29	未発行	353乗用	停止中
5	18000005	2018/02/15	保通証 登録部	22-271472	品川 3-3-3 赤 3333	乗用	○	○		検査 一 期 検査 二 期 検査 三 期 検査 四 期 検査 五 期	2018/02/15 2018/02/15 2018/02/15 2018/02/15 2018/02/15	私用 二 期	2018/02/29	2019/02/29	2020/02/29	未発行	353乗用	停止中
6	18000006	2018/02/15	保通証 登録部	22-271472	品川 3-3-3 赤 1111	乗用	○	○		検査 一 期 検査 二 期 検査 三 期 検査 四 期 検査 五 期	2018/02/15 2018/02/15 2018/02/15 2018/02/15 2018/02/15	私用 一 期	2018/02/15	2019/02/29	2020/02/29	未発行	353乗用	停止中
7	18000007		22-271472	品川 4-4-4 赤 1111	貨物	○	○			検査 一 期 検査 二 期 検査 三 期 検査 四 期 検査 五 期	2018/02/15 2018/02/15 2018/02/15 2018/02/15 2018/02/15	私用 一 期	2017/03/15	2019/03/15	2020/03/15	未発行	353乗用	作成中

○メリット

- ・顧客情報等の利用により保適証情報の入力作業の省力化が可能。
- ・保適証交付等に時間の制限が無い。(保適証システム停止時間でも整備業務システム上で適合標章の発行が可能)

△デメリット

- ・整備業務システム利用コストが掛かる。
- ・整備業務システムと保適証サービスWEBページの両方での操作が必要。
- ・適合標章を整備業務システムから発行した場合は、保適証サービスWEBページ上での発行履歴の反映が必要。

※整備業務システムにより、機能等が異なる場合があります。

③クラウド型における保適証登録～適合標章交付までの流れ

整備業務システム上で保安基準適合証情報の作成及び保適証システムへの集約ファイルの送信を行うことで交付等を行う方式です。
 なお、保安基準適合標章の交付については、整備業務システム上で行うことも許可しています。（整備業務システムの対応状況による）

整備業務システム上で
保適証情報を作成



整備業務システム上の
顧客情報等を利用

- ・使用者情報
- ・車両情報
- ・諸元情報
- ・自賠責情報 など

※利用可能な情報は、整備業務システムにより異なります。

保適証集約ファイル送信
（登録・訂正・削除）
適合標章発行情報送信



整備業務システム
クラウドサーバー



閉域網

保適証登録（交付）



保適証システム

WEBページ上で
ステータス（状況）確認

※作成済、削除、報告済、
却下、申請完了の確認

【注意】登録（交付）後の
ステータス（状況）確認は
WEBページ上でのみ可能。

WEBページ上で
保適証の管理

保安基準適合証（標章）管理簿

項目	保通証番号	交付年月日	保通証交付者	車台番号	自動車登録番号	用途	検査履歴		適合区分		自動車検査員氏名	検査年月日	使用者氏名または名称	最終検査申請日	保通証有効期(日)	保通証有効期(年)	検査区分	申請状況	ステータス
							中古車検査	継続検査	保安検査	認定検査									
1	18000001	2018/02/15	保通証登録	822-271472	品川 3 3 3 3 車 1 1 1 1	常用		○	○		検査 一 期 検査 二 期 検査 三 期 検査 四 期	2018/02/11 2018/02/12 2018/02/13 2018/02/14	私用 二 期		2018/02/10	2020/02/10	発行	済	申請済
2	18000002	2018/02/15	保通証登録	822-271472	品川 3 3 3 3 車 1 1 1 1	常用		○	○		検査 一 期	2018/02/11	私用 二 期		2018/02/10	2020/02/10	発行	済	申請済
3	18000003	2018/02/15	保通証登録	822-271472	品川 4 4 4 4 車 1 1 1 1	貨物		○	○		検査 一 期	2018/02/11	私用 二 期		2017/03/10	2019/03/10	発行	済	申請済
4	18000004	2018/02/15	保通証登録	822-271472	品川 3 3 3 3 車 2 2 2 2	常用		○	○		検査 一 期	2018/02/11	私用 二 期		2016/03/01	2020/03/01	未発行	済	申請済
5	18000005	2018/02/15	保通証登録	822-271472	品川 3 3 3 3 車 3 3 3 3	常用		○	○		検査 一 期	2018/02/11	私用 二 期		2016/02/10	2020/02/10	未発行	済	申請済
6	18000006	2018/02/15	保通証登録	822-271472	品川 3 3 3 3 車 3 3 3 3	常用	○	○	○		検査 一 期	2018/02/11	私用 二 期		2016/02/10	2020/02/10	未発行	済	申請済
7	18000007		822-271472	品川 4 4 4 4 車 2 2 2 2	貨物	○		○	○		検査 一 期	2018/02/15	私用 二 期		2017/03/10	2019/03/10	未発行	済	作成済

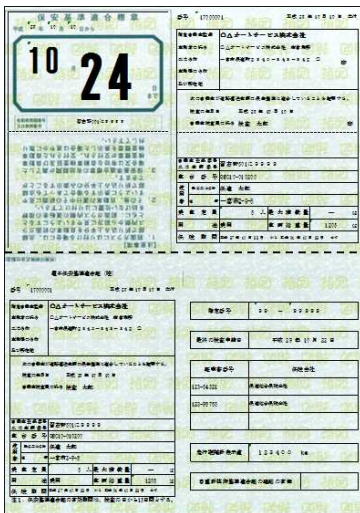
○メリット

- ・顧客情報等の利用により保適証情報の入力作業の省力化が可能。
- ・保適証交付等に時間の制限が無い。（保適証システム停止時間でも整備業務システム上で適合標章の発行が可能）
- ・保適証の管理と状況（ステータス）確認以外は整備業務システムのみでの操作が可能。

△デメリット

- ・整備業務システム利用コストが掛かる。

整備業務システムから
適合標章発行



※整備業務システムにより、機能等が異なる場合があります。

【注意】整備業務システム（スタンドアロン型・クラウド型）における保適証登録の注意点

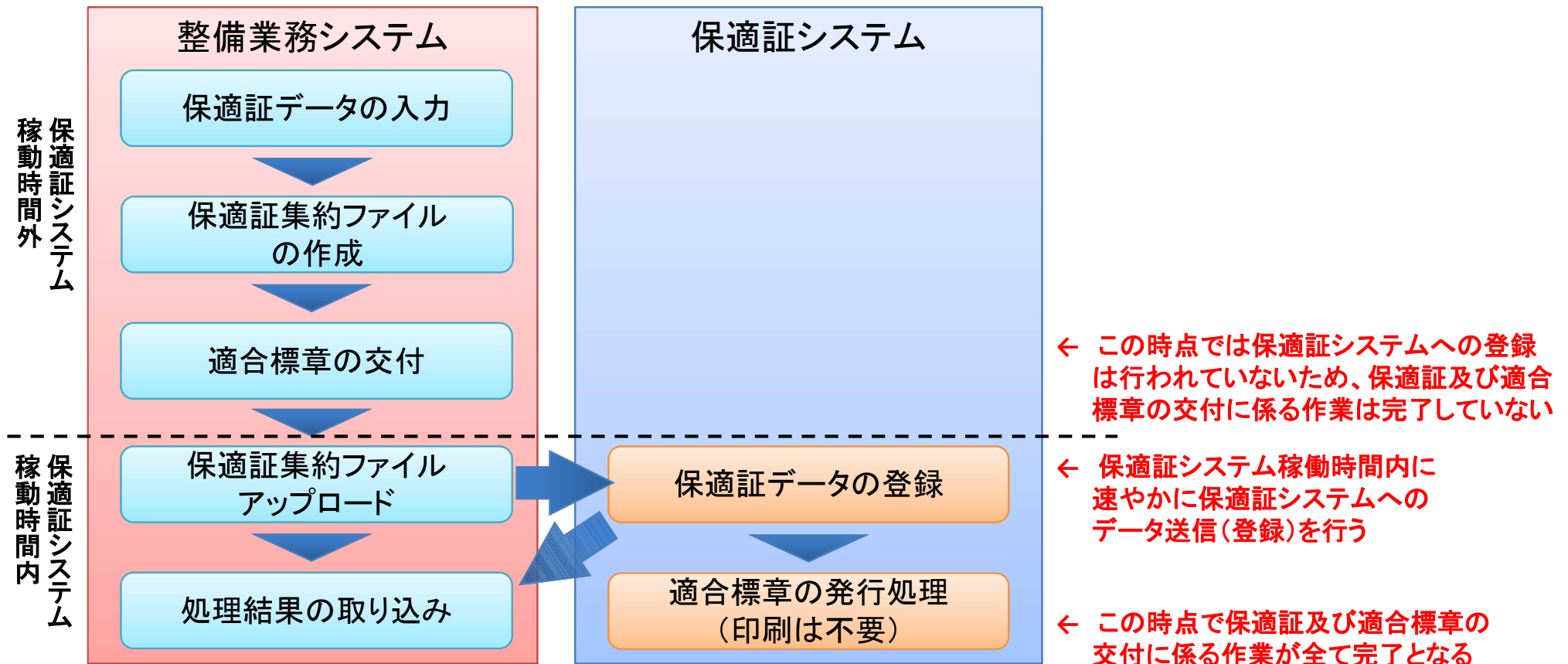
整備業務システム（スタンドアロン型及びクラウド型）において適合標章の交付機能が存在する場合、整備業務システム側での適合標章の発行も許可していません。

これは指定自動車整備事業場における適合標章の交付が円滑に行えるよう許可したものとしますが、整備業務システム側で適合標章を発行した時点では保適証サービスへの登録は完了しておらず、保適証システムへのデータ送信（登録）をもって保適証及び適合標章の交付に係る作業が全て完了したと認められるものとなるため、整備業務システム側で適合標章を発行した場合は、速やかに保適証システムへのデータ送信（登録）を行う必要がありますのでご注意ください。（整備業務システムにより送信（登録）方法が異なります）

なお、スタンドアロン型においては保適証サービスへの登録は保適証サービスWEBページにログインし、WEBページ上で直接保安基準適合証情報の集約ファイルを一括アップロードする必要がありますが、また、適合標章の発行を整備業務システム側で行った場合は、保適証サービスのシステム側の管理状況と乖離が発生しないよう保適証サービスWEBページ上でも適合標章の発行処理（保適証システム上の情報を発行済とするための処理であるため実際に適合標章を印刷する必要はありません）を行う必要があるため特に注意が必要です。

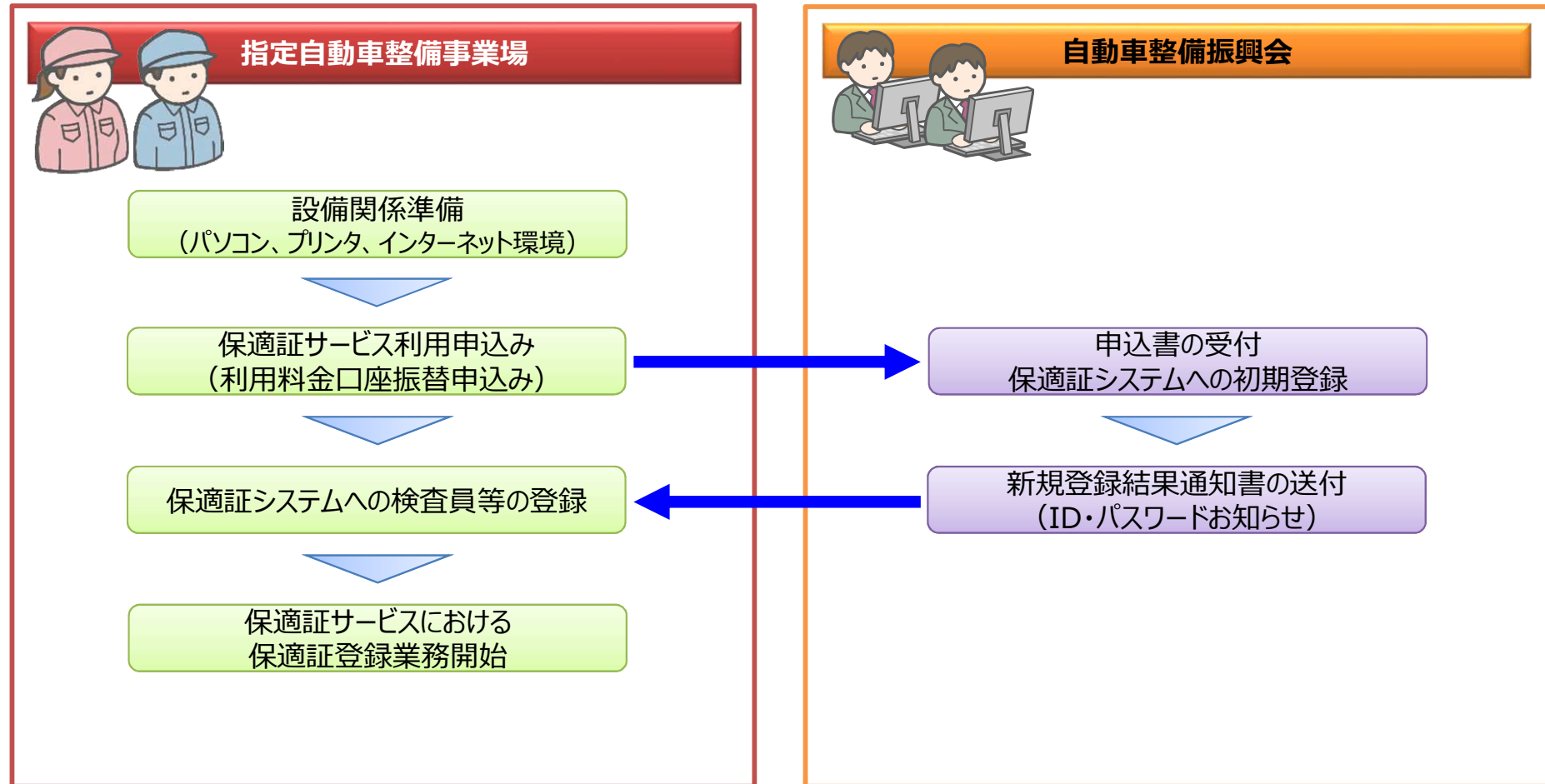
■整備業務システム（スタンドアロン型）における保適証システムへの送信（登録）

（例：保適証システム稼動時間外に保適証データを作成・確定し適合標章の交付まで行った場合）



(7) 保適証サービス利用までの流れ

保適証サービスにおける保適証登録(交付)業務を開始するまでの流れは以下のとおりです。



※詳細については「2. 利用申込みについて」及び「3. 利用開始について」をご確認ください。

2. 利用申込みについて

(1) 利用申込み手順

サービスを利用しようとする指定自動車整備事業場は自事業場管轄運輸支局管内の自動車整備振興会に利用の申込みを行う必要があります。
利用申込みに係る手続きは以下のとおりです。

なお、申込書は適用開始希望日(利用開始希望日)の2週間前までに提出する必要があります。

※システム稼働停止等により適用開始希望日のご希望に沿えない場合があります。

①サービスを利用しようとする指定自動車整備事業場のインターネット環境等を整える。

なお、整備業務システムを活用した保適証サービスの利用については、別途、整備業務システムにおける対応が必要になります。(詳しくはご利用中の整備業務システム会社にご確認ください。)

※必要なインターネット環境等については『保安基準適合証 利用者管理サービス(WEB) 画面操作マニュアル 指定整備工場事業場管理権限ユーザー向け』を参照してください。

②サービス利用料の口座振替(ゆうちょ銀行以外)・自動払込(ゆうちょ銀行)を行うための当該整備事業者名義または当該整備事業者の代表者名義の預金口座を準備する。(通常の預金口座で可)

③自事業場管轄運輸支局管内の自動車整備振興会窓口において電子保安基準適合証システム(新規)申込書入手し、必要事項を記入する。(記入にあたっては申込書に添付している記入例を参照)

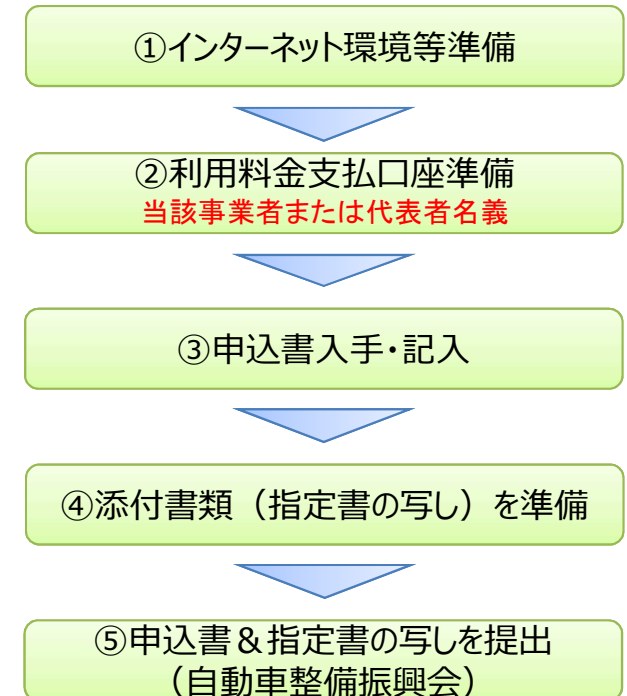
④申込書の添付書類として、当該指定自動車整備事業場の指定書の写しを準備する。

⑤自事業場管轄運輸支局管内の自動車整備振興会に上記③及び④で準備した書類を提出する。

■利用申込みに必要な書類

- ・保適証サービス(電子保安基準適合証システム)【新規】申込書
兼 利用料金 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書【新規】
- ・当該指定自動車整備事業場の指定書の写し

※利用申込み手数料は発生いたしません。



【複数拠点を有する企業の指定自動車整備事業場の申込みについて】

複数拠点を有する企業の指定自動車整備事業場の申込みについては、原則、各拠点の申込書を管轄運輸支局単位で取りまとめの上、事業場管轄運輸支局管内の自動車整備振興会に提出する必要があります。

申込書の記載及び提出についての注意事項は以下のとおりです。

<申込書提出の注意事項>

- ・申込書の提出は管轄運輸支局単位での取りまとめが必須となりますので、原則、拠点単位での提出は行わないでください。
- ・各拠点の管轄が複数運輸支局にまたがる場合は、他の運輸支局管轄の拠点が混在しないようご注意ください。（手続きが適切に行われない可能性があります。）



<申込書記載の注意事項>

- ・申込書下段の「預金口座振替依頼書／自動払込申込書」の記載については、管轄運輸支局単位で取りまとめた申込書の内、整備事業者において選定した1拠点分の申込書のための記載で結構です。（その他拠点の利用料についても当該申込書に記載の口座より口座振替または自動払込となります。）



○オプション機能

■拠点管理機能

複数の指定整備事業場を有する事業者(企業)の本社等において、各拠点の事業場管理責任者や検査員の管理・変更等を一括して行うことが可能な機能です。

各拠点の指定自動車整備事業場からの新規利用申込み時に申込書上で当該機能の有を選択した場合に、事業者(企業)の本社等の拠点管理担当者にID・パスワードが割振られ、利用可能となる機能です。

【注意】新規利用申込みの際は各拠点の事業場管理責任者の登録は自動車整備振興会で行い、当該事業場管理責任者宛てに直接「新規登録結果通知書(ID・パスワード)」を送付いたします。

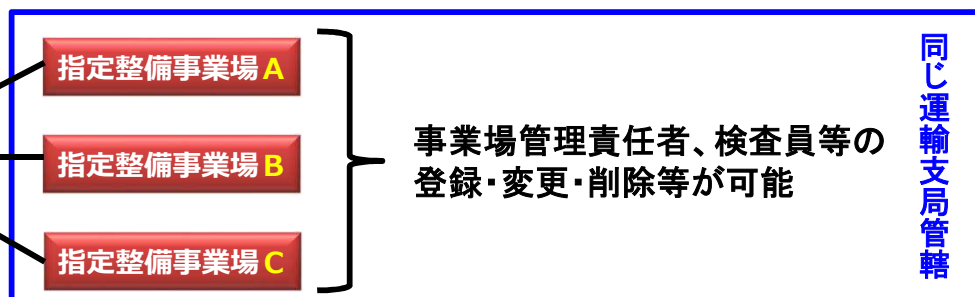
【注意】当該機能を利用し、途中で一部の拠点のみ解除する(一部の拠点のみ管理対象から外す)ことはできません。

■保適証サービス【新規】申込書(事業者情報欄)

事業者情報	フリガナ	カ)ニッセイレンドウシャ	指定自動車整備事業場所在地	〒106-0000 東京都港区六本木0-0-0		
	指定自動車整備事業者の氏名または名称捺印(社印)	株式会社 日整連自動車	電話番号	03-3404-0000	FAX番号	03-3404-0001
	拠点管理担当者 部署名・氏名 (連絡先代表者)	サービス部 管理 太郎	拠点管理機能使用の有無	☒ 有 ・ 無		

拠点管理担当者として
ID・パスワードが割振られる

「有」を選択した場合に利用可能となる



※各拠点の管轄が複数運輸支局にまたがる場合は、申込み単位(管轄運輸支局単位)で拠点管理機能使用の有無を選択する必要があります。

※拠点管理担当者のID・パスワードについては、申込み単位(管轄運輸支局単位)で割振られます。

3. 利用開始について

【注意】

保適証サービスにおける事業者・事業場情報及び各ユーザー(事業場管理責任者や自動車検査員等)の登録については、あくまでも保適証サービスをご利用いただく上での処理となりますので、法令上定められた届出等に代わるものではありません。

自動車検査員の選任届など、法令上の届出等が必要な事項については従来どおり国等への届出をお願いします。

(1) 利用開始手順（事業場内ユーザーの登録）

利用申込みを行った指定自動車整備事業場の事業場管理責任者あてに自動車整備振興会より「新規登録結果通知書」が送付されます。
利用開始に係る手順は以下のとおりです。

①「新規登録結果通知書」に記載の適用開始日以降に「新規登録結果通知書」に記載されている事業場管理責任者ID・パスワードにより電子保安基準適合証システムにログインする。

②「新規登録結果通知書」に記載されているパスワードは仮パスワードとなるため、任意のパスワードに変更する。

③登録が適切に行われているかを確認する。

④事業場管理責任者において各ユーザー（自動車検査員ユーザーや保適証登録権限ユーザー、保適証入力権限ユーザー）の登録を行い、各々の「新規登録結果通知書」をダウンロードし該当者にID・パスワードを伝える。（当該登録を行った翌日以降に各ユーザーのご利用が可能となります。）

⑤上記④で「新規登録結果通知書」を受取った各々のユーザーは、仮パスワードを任意のパスワードに変更する。

※事前準備作業の詳細については【保安基準適合証 利用者管理サービス(WEB) 指定整備工場事業場管理権限ユーザー向け 画面操作マニュアル参照】

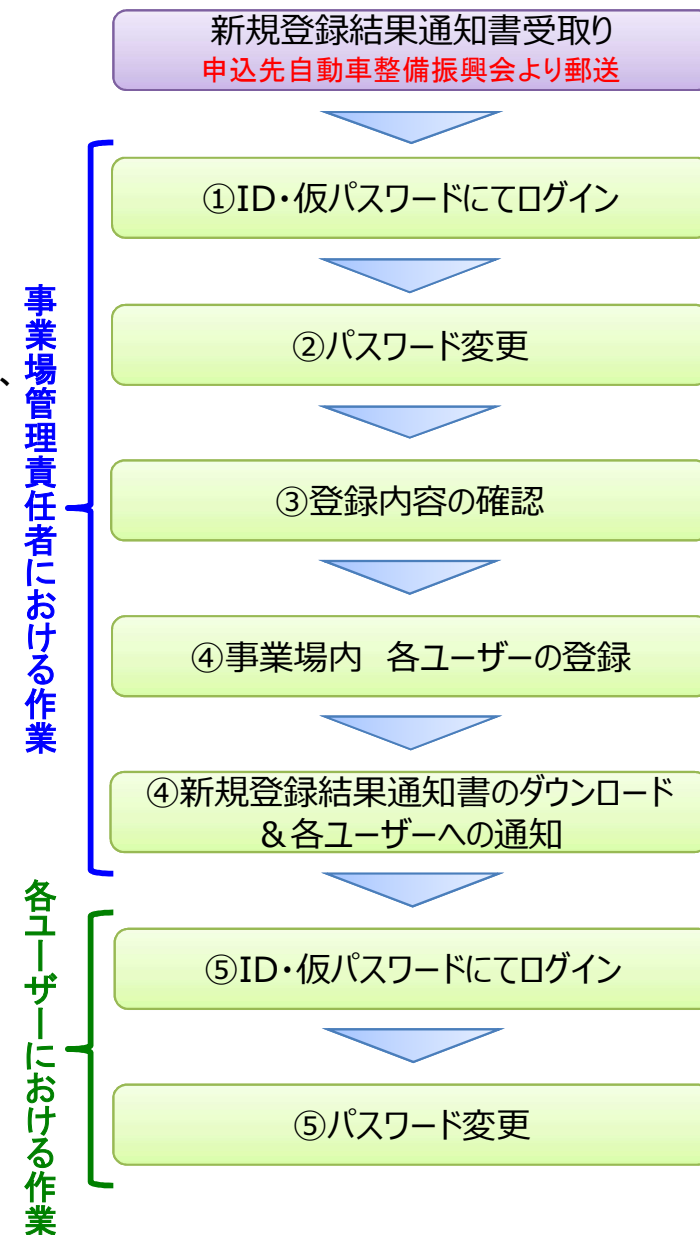
※ブラウザ型による保安基準適合証の交付等の利用方法については【保安基準適合証サービス(WEB) 画面操作マニュアル参照】

【注意】ID・パスワードの取扱いについて

保適証サービスにおいては、完成検査を実施した自動車検査員や保安基準適合証の交付（登録）者等をID・パスワードにより管理しており、大変重要なものとなっております。

以下の点にご注意のうえ、各ユーザーご自身で厳重な管理を行ってください。

- ・ログインIDやパスワードは決して第三者に教えないでください。
- ・パスワードは定期的に変更ください。
- ・パスワードは他人から推測されやすいもののご使用はお避けください。
- ・ログインIDやパスワードをメモに残したり、パソコン内に保存しないでください。
- ・他サービス等で利用しているパスワードは使用しないことをお勧めします。



■ユーザー（利用者）の権限について

保適証サービスでは、権限により使用できる機能を制限しています。

権限付与が可能なユーザーに対し、下記表のうち、機能を使用するために必要な権限を付与します。

なお、権限は一人のユーザーに対し、複数付与することが可能です。

また、自動車整備振興会における事業場管理責任者の初期登録時点では事業場管理権限のみが付与されていますので、新規登録結果通知書を受取った後に事業場管理責任者において必要に応じて自身の権限を追加付与してください。（例：事業場管理責任者と自動車検査員を兼任している場合等）

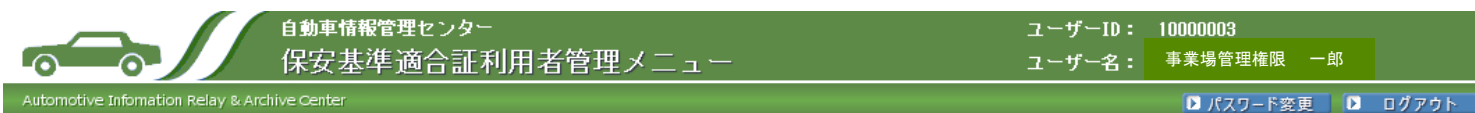
項番	権限	主な役割	できること	権限付与が可能な者
1	事業者権限 ※	自指定整備工場を管理する	自事業者の指定整備工場（各拠点）に所属する事業場管理ユーザー（事業場管理権限）及び職員ユーザー（保適証登録権限・検査員権限・保適証入力権限）の登録、変更、削除	拠点管理担当者
2	事業場管理権限	自指定整備工場の職員を管理する	自指定整備工場に所属する職員ユーザーの登録、変更、削除	事業場管理責任者
3	保適証登録権限	保適証情報を登録する	保適証情報の登録、引戻、削除、アップロード、ファイル転送	事業場管理責任者 代理決裁者
4	検査員権限	検査員項目を入力する	検査員項目の入力	自動車検査員
5	保適証入力権限	保適証情報を起票・入力する	保適証情報の起票・入力	事業場管理責任者 代理決裁者 自動車検査員 その他事業場職員

※事業者権限とは保適証サービス申込書で拠点管理機能を「有」とした場合に、申込書に記載の拠点管理担当者に権限付与されるものです。

【参考 1】保適証サービス画面操作方法（事業場管理責任者における事業場内ユーザーの登録）（1 / 4）

事業場管理責任者において利用者登録処理（事業場内ユーザーの登録）を行う際は、以下の順番で操作を行います。

※詳しくは『保安基準適合証 利用者管理サービス(WEB) 画面操作マニュアル 指定整備工場事業場管理権限ユーザー向け』を参照してください。



保安基準適合証利用者管理の手続き

登録



利用者

利用者情報を登録します。
新規登録結果通知書を出力します。

変更



利用者

利用者情報を変更します。
登録内容変更結果通知書を出力します。

削除



利用者

利用者情報を削除します。

照会



組織

組織情報を照会します。



利用者

利用者情報を照会します。
登録内容変更結果通知書を出力します。



パスワード初期化

配下ユーザーのパスワードを初期化します。

登録カテゴリ内の利用者ボタンをクリックします。

保適証利用者管理メニュー画面

利用者登録画面

利用者登録内容確認画面

利用者登録完了画面

【参考1】保適証サービス画面操作方法（事業場管理責任者における事業場内ユーザーの登録）（2 / 4）

新規に登録する利用者の情報を入力する画面です。入力にあたっては、登録する情報を正確に入力してください。

自動車情報管理センター
利用者登録

Automotive Information Relay & Archive Center

メニュー 利用者登録 利用者登録内容確認 利用者登録完了

ユーザーID: 10000003
ユーザー名: 事業場管理権限 一郎

入力を終わったら確認ボタンを押してください。

利用者情報 ⓘ
※適用開始日は翌日以降を入力してください。

ユーザー名【全角】 必須

権限 必須
☐ 事業場管理権限 ☐ 保適証登録権限 ☐ 検査員権限 ☐ 保適証入力権限

所属組織ID【半角】 必須

自動車検査員コード【半角】 必須

適用開始日【半角】 必須 西暦 年 月 日

①登録する利用者の情報を入力してください。

※権限については複数選択が可能です。

P24「■ユーザー(利用者)の権限について」を参照

※自動車検査員コードは検査員権限を選択した際のみ必須となります。

※適用開始日は翌日以降の日付が入力可能です。

戻る 確認

②確認ボタンをクリックしてください。

保適証利用者管理メニュー画面

利用者登録画面

利用者登録内容確認画面

利用者登録完了画面

【参考 1】保適証サービス画面操作方法（事業場管理責任者における事業場内ユーザーの登録）（3 / 4）

利用者登録確認画面です。前画面で入力した内容（今回登録を行う利用者情報の内容）が表示されますので内容に誤りがないか確認してください。確認完了後に登録ボタンをクリックすることで、登録内容を保適証システム(AIRAS)に反映します。

自動車情報管理センター
利用者登録内容確認

ユーザーID: 10000003
ユーザー名: 事業場管理権限 一郎

Automotive Information Relay & Archive Center

メニュー > 利用者登録 > **利用者登録内容確認** > 利用者登録完了

入力内容に間違いが無ければ、登録ボタンを押してください。

利用者情報 	
ユーザー名	事業太郎
権限	検査員権限
所属組織ID	D1000004
自動車検査員コード	12345678
適用開始日	2017 年 04 月 25 日

①登録内容を確認してください。
※前画面で入力を行った内容です。

戻る

登録

②登録ボタンをクリックしてください。

保適証利用者管理メニュー画面

利用者登録画面

利用者登録内容確認画面

利用者登録完了画面

【参考 1】保適証サービス画面操作方法（事業場管理責任者における事業場内ユーザーの登録）（4 / 4）

利用者登録完了画面です。登録内容が保適証システム(AIRAS)に正常に反映された場合に表示されます。ダウンロードボタンをクリックし、新規登録結果通知書(PDFファイル)をパソコンに保存した後に印刷を行ってください。



自動車情報管理センター
利用者登録完了

ユーザーID: 10000003
ユーザー名: 事業場管理権限 一郎

Automotive Information Relay & Archive Center

メニュー > 利用者登録 > 利用者登録内容確認 > **利用者登録完了**

ユーザーID: 00000017

ユーザー名: 事業太郎

上記の利用者情報が2017年04月25日に登録されます。

保適証利用者管理メニュー画面

利用者登録画面

利用者登録内容確認画面

利用者登録完了画面

新規登録結果通知書をダウンロードする場合は、ダウンロードボタンを押してください。

※以下の項目が新規登録結果通知書に出力されます。ただし、レイアウトは新規登録結果通知書の用紙に準じます。

新規登録結果通知書表示内容	
ユーザーID	00000017
ユーザー名	事業太郎
仮パスワード	p2S2Lgr9
権限	検査員
自動車検査員コード	12345678
適用開始日	2017 年 04 月 25 日

②処理を終了する場合は
メニュー画面へボタンを
クリックしてください。



①ダウンロードボタンをクリックし、
新規登録結果通知書(PDFファイル)
をパソコンに保存した後に印刷を
行ってください。

【参考2】保適証サービス画面操作方法（保適証登録までの流れ）（1 / 7） ※ブラウザ型

保適証の1件登録処理を行う際は、以下の順番で操作を行います。

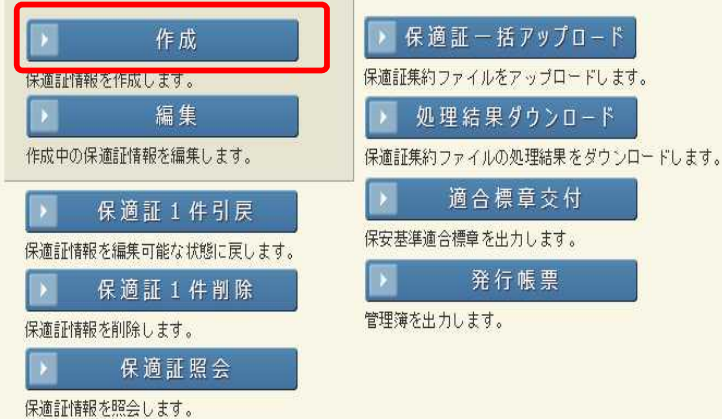
※詳しくは『保安基準適合証サービス(WEB) 画面操作マニュアル』を参照してください。



保安基準適合証の手続き

保適証1件登録

保適証1件作成カテゴリ内の作成ボタンをクリックします。



保適証メニュー画面

保適証1件作成画面
新規登録用の保適証情報入力

自賠償情報設定画面

保適証1件登録確認画面

保適証1件登録完了画面

【参考 2】保適証サービス画面操作方法（保適証登録までの流れ）（2 / 7） ※ブラウザ型

保適証の1件作成を行う画面です。

自動車情報管理センター

Automotive Information Relay & Archive Center

ユーザーID： 00000007
ユーザー名： TESTユーザ

メニュー

保通証1件作成

保通証1件作成内容確認

保通証1件作成完了

入力を終えたら一時保存ボタン、または確認ボタンを押して下さい。
一時保存時は「車台番号」のみ必須入力となります。
入力チェックボタンを押すと、登録時に必要となる項目の入力チェックとチェック結果を画面に表示します。

戻る

メニュー画面へ

入力チェック

保通証情報

保通証番号

事業場 ID

D0000001

区分

※自動車区分が軽自動車の場合、申請種別は選択不要となります。

適合証区分 必須

自動車区分 必須

申請種別 登録車のみ必須

検査種別 必須

☒ 保通証 ☐ 限定保通証

☐ 登録車 ☐ 軽自動車【注】

☐ OSS申請 ☐ 窓口申請

☐ 継続検査 ☐ 中古新規検査登録 ☐ 中古予備検査

自動車登録番号情報

※検査種別が継続検査の場合必須となり、それ以外は入力不可となります。
※継続検査の場合で、標板文字が存在しない場合は、全角スペースを入力してください。
※継続検査の場合で、分類番号が存在しない場合は、半角スペースを入力してください。

標板文字【全角】

分類番号【半角】

仮名字【全角】

番号【半角】

使用者情報

氏名または名称【全角】 必須

住所【全角】 必須

車両情報

※車台番号以外の車両情報は、不要の場合にも「0」を入力してから登録を行ってください。
※車台番号を編集したい場合、すべての検査員情報を削除する必要があります。ただし、一度交付した保通証情報については、検査員情報を削除しても車台番号の変更はできません。
※km解除、及びmile解除はメータ交換を行った場合、走行距離の表示値が100万（7桁）以上の場合、前回の走行距離計表示値から値が減る場合に選択します。
例えば走行距離計の表示値が1234567kmのとき、走行距離計表示値には「2345」を入力し「km解除」を選択します。
※走行距離計がない車両の場合、走行距離計表示値は「未設定」を選択してください。
※軽自動車を登録する場合、乗車定員3、最大積載量3、車両総重量3は入力できません。

車台番号【半角】 必須

乗車定員1【半角】 必須

幼児定員1【半角】 必須

最大積載量1【半角】 必須

用途 必須

車両総重量1【半角】 必須

走行距離計表示値【半角】

乗車定員2【半角】 必須

幼児定員2【半角】 必須

最大積載量2【半角】 必須

乗用 ☐ 貨物 ☐ 乗合 ☐ 特種 ☒ -

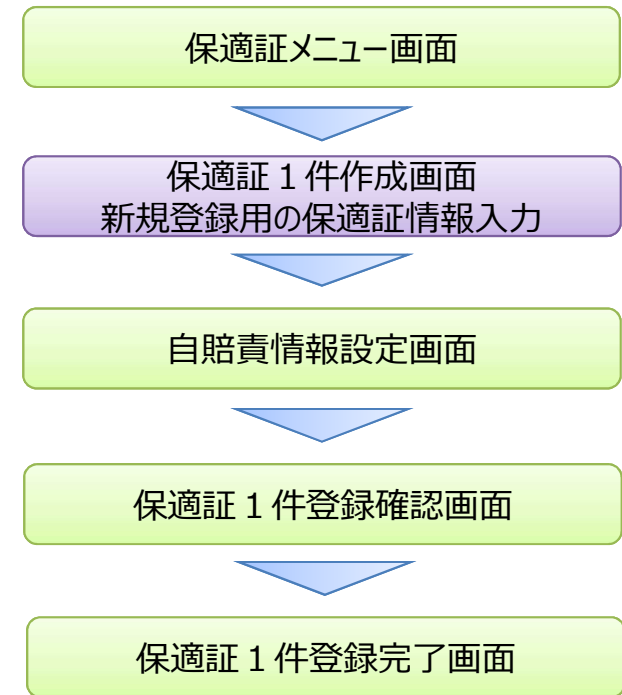
車両総重量2【半角】 必須

00 ☐ km ☐ km解除 ☐ mile ☐ mile解除 ☐ 未設定

乗車定員3【半角】

最大積載量3【半角】

車両総重量3【半角】



登録時に払い出される保適証番号、ログイン時の事業場IDを表示します。

登録時の区分を選択します。
※限定保適証の作成・登録は行えません。(平成31年1月現在)

自動車登録番号情報を入力するエリアです。
※継続検査の場合は必須

使用者の情報を入力するエリアです。

車両の情報を入力するエリアです。

【注】自動車区分で軽自動車を選択した場合は、電子保適証登録時点では、申請種別の選択は不要となります。（選択できない仕様となっています。）

(次ページに続く)

【参考2】保適証サービス画面操作方法（保適証登録までの流れ）（3／7） ※ブラウザ型

（前ページからの続き）

自賠責保険情報の選択または入力。
※「設定」ボタンで自賠責情報設定
ポップアップ画面が表示されます。

保険期間情報設定または入力。
※保険期間自動設定ボタンを押下す
ると、電子自賠責情報であった場合に
限り保険期間を自動設定します。

最終検査申請日情報設定または入力。
※保険期間及び車検期間が入力され
た状態で自動算出ボタンを押下すると
自動で計算された最終検査申請日が
セットされます。

保存されている検査員情報(検査年月
日、自動車検査員氏名)を表示。
※検査員情報が保存されていない場
合は空欄となります。

検査員情報の追加・編集
※検査員権限ユーザーのみ操作可能
となります。

備考の入力。
※必要に応じて情報の入力が可能。
但し、現在の運用上では備考情報の
入力は想定されていない。

交付年月日を表示。
※既に交付年月日が設定されている
場合のみ表示。

保適証情報を一時保存します。

一時保存

保適証登録前の内容確認画面に遷移します。

確認

保適証メニュー画面

保適証 1 件作成画面
新規登録用の保適証情報入力

自賠責情報設定画面

保適証 1 件登録確認画面

保適証 1 件登録完了画面

自重計技術基準適合証の確認を設定。
（当該確認を必要とする自動車に限る※）
※車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン
以上の大型ダンプ車等(土砂等を運搬する大型
自動車)
【注意】対象外自動車の場合はプルダウン選択
を行わずに空欄のままとしてください。

登録に必要な入力チェックを行い、誤り等を
エラーメッセージにて確認することができます。
【注意】チェック項目については次ページをご確
認ください。

【参考2】保適証サービス画面操作方法（保適証登録までの流れ）（4 / 7） ※ブラウザ型

■保適証システムにおける自動設定・算出が可能な項目

- ①電子自賠責保険の場合は自賠責保険証明書情報においてリストを選択すると、車台番号に紐づく電子自賠責保険情報がある場合、リストボックスに一覧が表示されますので、そこから選択して設定します。
- ②全ての自賠責保険が電子自賠責保険の場合は自賠責保険証明書情報を設定した後に保険期間情報の保険期間自動設定ボタンを押下すると、保険期間を自動設定します。
※電子自賠責保険の保険期間がそのまま反映されますので、保険期間の充足チェックは各整備事業場において確実に行ってください。
- ③保険期間及び車検期間が入力された状態で最終検査申請日の自動算出ボタンを押すと、自動計算された最終検査申請日がセットされます。
（対象の検査員により検査員情報の反映が完了している必要があります。）
※最終検査申請日設定の対象となる場合のみ自動算出が可能となります。
※当該自動算出は土日祭日等の考慮は行わずに最終検査申請日が算出されますので、必要に応じて修正してください。
※保険期間及び車検期間の入力が間違っている場合は正確な最終検査申請日が算出されません。

■保適証システムにおける入力内容チェックについて

- ①全ての自賠責保険が電子自賠責保険の場合は、自賠責保険証明書情報を設定した後に保険期間情報欄の車検期間（1年・2年）を選択し、保険期間自動設定ボタンを押下すると、保険期間を自動設定すると共に、保険期間が選択した車検期間を充足しているかの簡易チェックを行います。

但し、保険期間の充足チェックについてはあくまでも簡易チェックとなり、チェック実施日と保適証登録日（交付日）が異なる場合や最終検査申請日を設定している場合等は完全なチェックができない場合もありますので、保険期間の充足チェックは各整備事業場において確実に行ってください。

※保険期間簡易チェック方法

新規作成の保適証：保険期間自動設定ボタンを押した日から設定した車検期間（1年・2年）を充足しているかをチェック

修正中の保適証：登録日（交付日）から設定した車検期間（1年・2年）を充足しているかをチェック

- ②保適証作成画面において確認ボタンや入力チェックボタンを押すことで、登録に必要となる入力チェックを行い、誤り等をエラーメッセージにて確認することができます。

但し、ここでいう入力チェックとは、主に各入力欄ごとに決められている使用文字の相違や文字数制限等をチェックするものであり、入力数値等そのもののチェックを行うものではありませんのでご注意ください。

【参考2】保適証サービス画面操作方法（保適証登録までの流れ）（5 / 7） ※ブラウザ型

自賠責情報を設定するポップアップ画面です。



自動車情報管理センター
自賠責情報設定

Automotive Information Relay & Archive Center

ユーザーID: 10000004
ユーザー名: 事業場管理権限 一郎

入力を終わったら反映ボタンを押して下さい。

※保険会社名は60文字まで入力できますが、保安基準適合標章に表示される文字数は20文字までとなります。

※車台番号が正しく入力されていない場合、証明書番号リストは作成されません。

自賠責保険証明書情報

☒ 手入力
☐ リスト

証明書番号

保険会社名

証明書番号

保険会社名

①手入力またはリストを選択します。

※電子自賠責保険の場合はリストを選択して自賠責情報を呼出します。

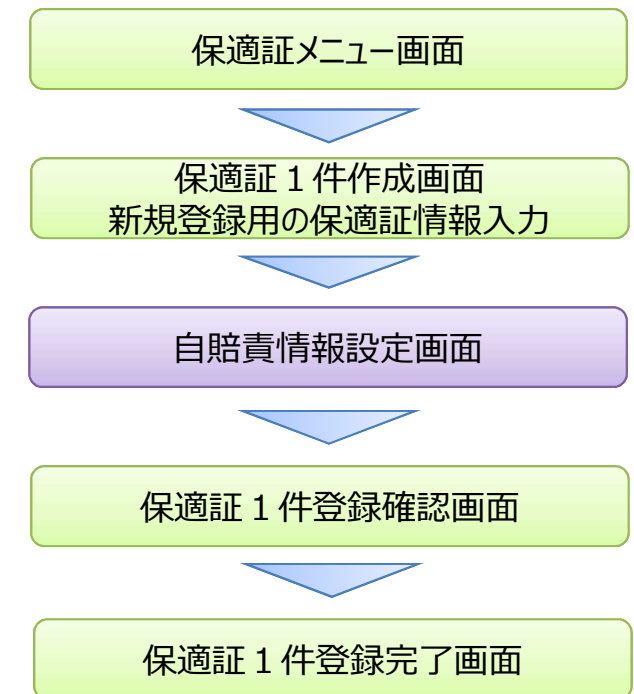
※手入力を選択した場合はOSS申請は選択不可となります。

閉じる 反映

②リストを選択した場合は車台番号に紐づく情報がある場合、リストボックスに一覧が表示されますので、該当する自賠責情報を選択します。

手入力を選択した場合は証明書番号と保険会社名を入力します。

※手入力の際に証明書番号にハイフンがある場合には、ハイフンを省略して英数字のみを入力します。



【参考2】保適証サービス画面操作方法（保適証登録までの流れ）（6／7） ※ブラウザ型

保適証の1件登録確認画面です。作成画面で入力した内容(今回登録を行う保適証の内容)が表示されますので、内容に誤りがないか確認してください。確認完了後に登録ボタンをクリックすることで、保適証システム(AIRAS)に情報が登録されます。

自動車情報管理センター
保適証 1 件作成内容確認

メニュー 保適証 1 件作成 保適証 1 件作成内容確認 保適証 1 件作成完了

入力内容に間違いが無ければ、登録ボタンを押してください。
登録ボタンを押すと、行政へ報告されます。

保適証情報

保適証番号	20000009
事業場 ID	

区分

適合証区分	保適証
自動車区分	登録車
申請種別	空白申請
検査種別	中古予備検査

自動車登録番号情報

標識文字	
分類番号	
仮名文字	
番号	

使用名情報

氏名または名称	保適太郎
住所	東京都大田区 1 - 2 - 2

車両情報

車台番号	HTK-0123456				
乗車定員1	4	乗車定員2	0	乗車定員3	0
幼児定員1	0	幼児定員2	0		
最大積載量1	1,300	最大積載量2	0	最大積載量3	0
用途	-				
車両総重量1	0	車両総重量2	0	車両総重量3	0
走行距離計表示値	20,000 km				

自賠責保険証明書情報

入力種別1	
証明書番号1	
保険会社名1	
入力種別2	
証明書番号2	
保険会社名2	
入力種別3	
証明書番号3	
保険会社名3	

保険期間情報

保険期間 (日)	
保険期間 (年)	

最終検査申請日情報

最終検査申請日	
---------	--

自軍計技術基準適合証の確認

自軍計技術基準適合証の確認	無
---------------	---

検査員情報

検査年月日	2017年03月22日	自動車検査員氏名	保適証ユーザ
自動車検査情報1			
自動車検査情報2			
自動車検査情報3			
自動車検査情報4			
自動車検査情報5			

備考

備考	備考
----	----

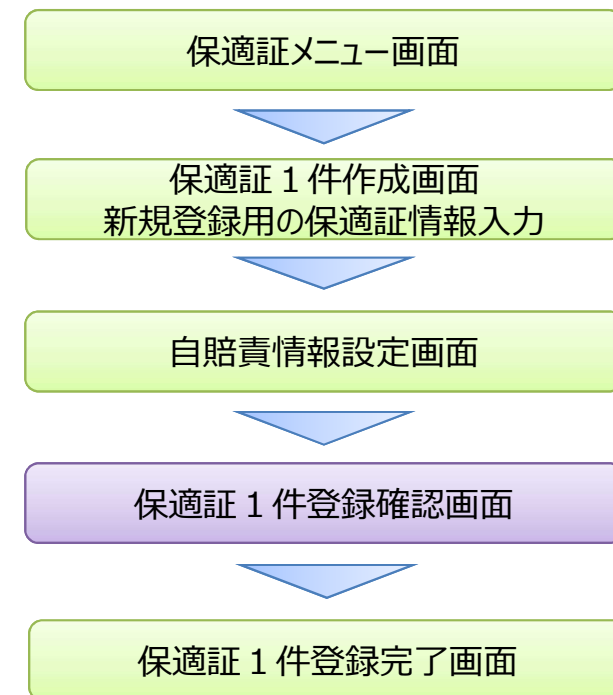
交付情報

交付年月日	2017年03月22日
-------	-------------

戻る 登録

①入力内容の確認を行います。
※作成画面で入力を行った内容が表示されます。

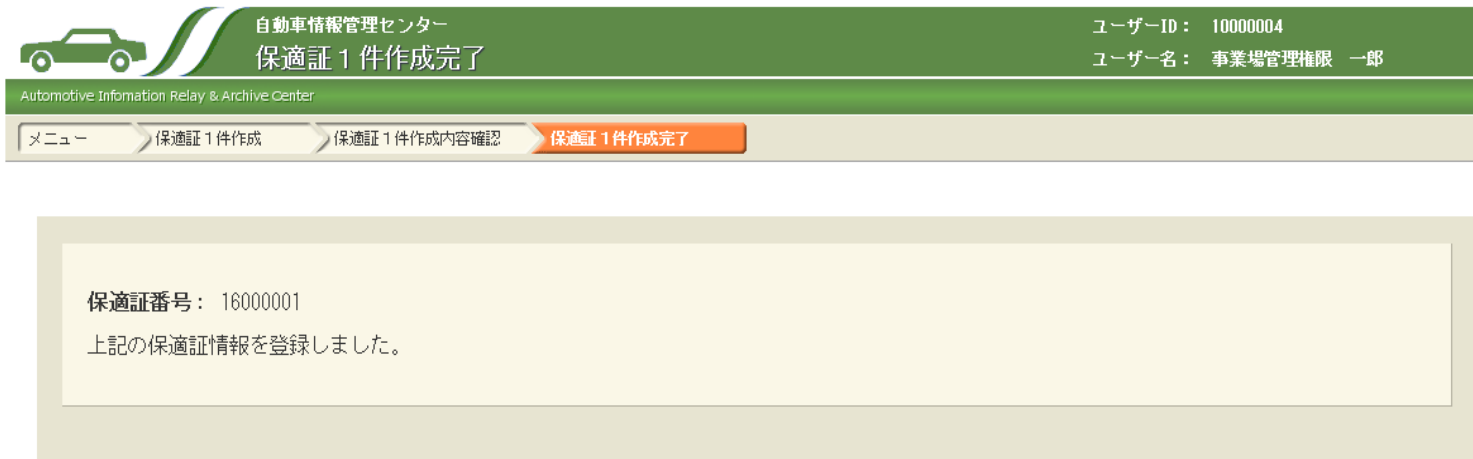
②登録ボタンを押下すると保適証の登録が完了し、登録完了画面に移ります。



【参考 2】保適証サービス画面操作方法（保適証登録までの流れ）（7 / 7） ※ブラウザ型

保適証の1件登録完了画面です。

保適証システム(AIRAS)に保適証が正常に登録された場合に表示されます。



自動車情報管理センター
保適証 1 件作成完了

ユーザーID: 10000004
ユーザー名: 事業場管理権限 一郎

Automotive Information Relay & Archive Center

メニュー 保適証 1 件作成 保適証 1 件作成内容確認 保適証 1 件作成完了

保適証番号: 16000001
上記の保適証情報を登録しました。

メニュー画面へ

処理を終了する場合は
メニュー画面へボタンを
クリックしてください。

保適証メニュー画面

保適証 1 件作成画面
新規登録用の保適証情報入力

自賠償情報設定画面

保適証 1 件登録確認画面

保適証 1 件登録完了画面

4. 登録内容の変更・削除について

【注意】

保適証サービスにおける登録内容の変更等については、あくまでも保適証サービスをご利用いただく上での処理となりますので、法令上定められた届出等に代わるものではありません。

法令上の届出等が必要な事項については従来どおり国等への届出をお願いします。

(1) 登録内容の変更手順 (事業者及び拠点管理担当者、指定自動車整備事業場及び事業場管理責任者の情報)

システムに登録されている内容(申込書に記載の事業者情報及び事業場情報)に変更が生じる場合、当該指定自動車整備事業場は、電子保安基準適合証システム(変更)申込書を変更の2週間前までに利用新規申込みをした振興会に提出する必要があります。

登録内容変更に係る手順は以下のとおりです。

なお、事業者情報(事業者名、所在地等及び拠点管理担当者)を変更する場合においても、各指定自動車整備事業場からの電子保安基準適合証システム(変更)申込書の提出が必要になります。(この場合の申込書の提出についても管轄運輸支局単位での取りまとめが必須となります。)

但し、拠点管理担当者の登録(申込み時に拠点管理機能有を選択)を行っている場合は管理対象の指定自動車整備事業場の事業場管理責任者については、拠点管理担当者において編集が可能のため、当該変更が生じた場合においても電子保安基準適合証システム(変更)申込書の提出は不要です。(事業者及び指定自動車整備事業場そのものの情報に変更が生じる場合は電子保安基準適合証システム(変更)申込書の提出が必要となります。)

※拠点管理担当者において、登録済みの事業場管理責任者を別の人に変更する場合は、変更後の人を新規登録し、変更前の人を削除する運用としてください。

①利用新規申込みをした振興会窓口において電子保安基準適合証システム(変更)申込書を入手し、必要事項を記入する。

②利用新規申込みをした振興会に上記①で準備した書類を提出する。

③拠点管理担当者または事業場管理責任者情報の変更(氏名等の変更)の場合は、拠点管理担当者または事業場管理責任者あてに自動車整備振興会より「登録内容変更結果通知書」が送付される。

また、拠点管理担当者または事業場管理責任者が、別の人に変更となる場合は、システム上の処理としては登録内容の変更ではなく、変更後の人を新規登録し、変更前の人を削除することとなるため、新たな拠点管理担当者または事業場管理責任者あてに自動車整備振興会より「新規登録結果通知書」が送付される。(その他の変更については変更完了について自動車整備振興会より電話等で連絡される。)

④上記③で送付を受けた「新規登録結果通知書」に記載されているパスワードは仮パスワードとなるため、「新規登録結果通知書」に記載の適用開始日以降に任意のパスワードに変更する。

なお、「登録内容変更結果通知書」の送付を受けた場合は、仮パスワードの払出しは行われないため、従来どおりのパスワードを使用する。

⑤変更が適切に行われているかを確認する。

※システム稼働停止等により適用開始希望日のご希望に沿えない場合があります。

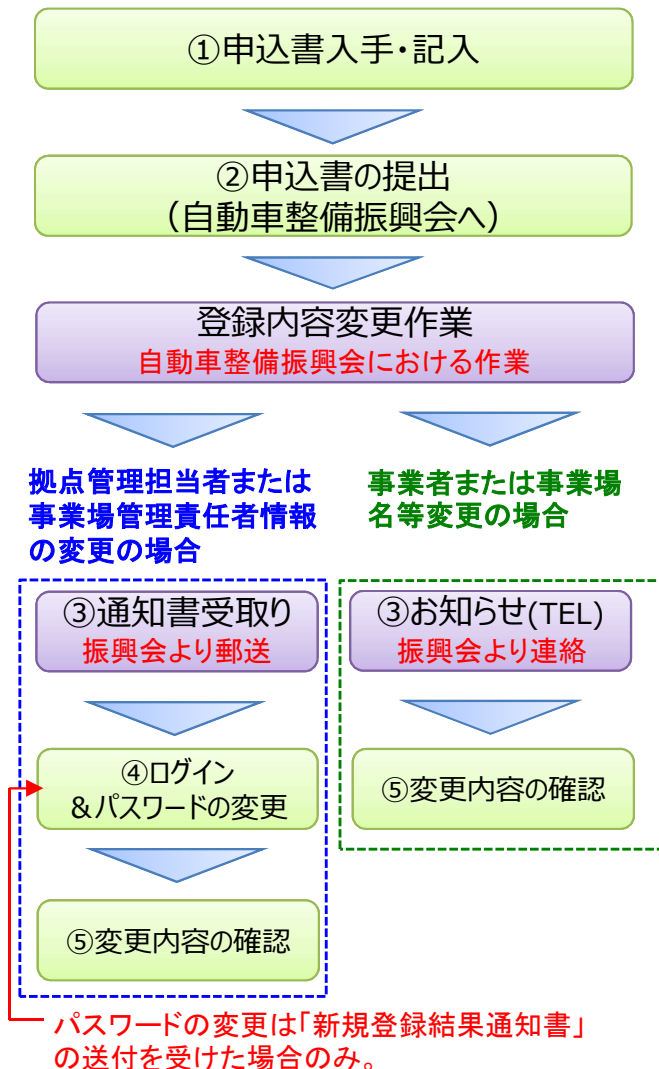
※事業場管理責任者が、別の人に変更となる場合は、システム上の処理としては、変更後の人を新規登録し、変更前の人を削除することとなるため、変更前の人を検査員権限も付与されている場合は、変更の適用開始日の前日までに、その人が係わった全ての保適証処理が完了している必要がありますのでご注意ください。

■変更申込みに必要な書類

・保適証サービス(電子保安基準適合証システム)【変更】申込書

【注】申込書下段の利用料金 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書部分の記載は不要。

※登録内容変更手数料は発生いたしません。



(2) 登録内容の変更手順 (利用料の口座振替・自動払込用口座)

申込書に記載したサービス利用料の口座振替・自動払込を行うための預金口座に変更があった場合は、当該事業者は、電子保安基準適合証システム(変更)申込書を、利用新規申込みをした振興会に提出する必要があります。(本変更のみの申込みの場合は申込書の事業場情報欄の記載は不要)

登録内容変更に係る手順は以下のとおりです。

なお、金融機関の合併及び支店統合などの金融機関の都合により名称等が変更になる場合は、利用申込みをした自動車整備振興会において必要な変更を行うため、電子保安基準適合証システム(変更)申込書の提出は不要となります。

①利用新規申込みをした振興会窓口において電子保安基準適合証システム(変更)申込書入手し、必要事項を記入する。

②利用新規申込みをした振興会に上記①で記入した書類を提出する。

③次の利用料金の口座振替・自動払込時に変更が適切に行われているかを確認する。(変更後の預金口座から利用料金が支払われているかを確認)

※金融機関への情報伝達遅延等により適用開始希望日のご希望に沿えない場合があります。

■変更申込みに必要な書類

- ・保適証サービス(電子保安基準適合証システム)【変更】申込書
兼 利用料金 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書【変更】
【注】申込書上段の保適証サービス申込書の事業者情報部分も記載。

※登録内容変更手数料は発生いたしません。



【複数拠点をもつ企業の口座変更の申込みについて】

複数拠点を有する企業の指定自動車整備事業場のサービス利用料の口座振替・自動払込を行うための預金口座変更申込みについては、原則、各拠点の管轄運輸支局単位で管轄運輸支局管内の自動車整備振興会に申込みを行います。

申込書の記載及び提出についての注意事項は以下のとおりです。

<申込書記載の注意事項>

・原則、申込書の事業場情報欄の記載は不要です。(管轄運輸支局管内のサービス利用拠点全てについて口座情報の変更が行われます。)

<申込書提出の注意事項>

- ・申込書の提出は、原則、管轄運輸支局単位となります。(管轄運輸支局ごとに1通提出)
- ・各拠点の管轄が複数運輸支局にまたがる場合は、それぞれの管轄運輸支局管内の自動車整備振興会に申込みを行う必要があります。



(3) 登録内容の削除手順 (事業者、指定自動車整備事業場の全ての情報)

システムに登録されている、事業者、指定自動車整備事業場が廃業等により電子保安基準適合証システムを利用しなくなった場合、当該指定自動車整備事業場より、電子保安基準適合証システム(変更)申込書を利用新規申込みをした振興会に提出する必要があります。

登録内容削除に係る手順は以下のとおりです。

①利用新規申込みをした振興会窓口において電子保安基準適合証システム(変更)申込書を入力し、必要事項を記入する。

②保安基準適合証保存義務に対応するため、電子保安基準適合証システムより保適証交付履歴をダウンロード・保存する。

③利用新規申込みをした振興会に上記①で記入した書類を提出する。

④振興会による処理が完了した後に、事業場管理責任者宛てに「パスワード初期化通知書」が送付される。

⑤「パスワード初期化通知書」は、登録済(交付済)保適証の確認用ID・パスワードとして保管・管理する。

【注意】適用開始日から2年経過した後の4月1日に削除されます。

削除された後の登録済(交付済)保適証の確認はできません。

【注意】確認用ID・パスワードを使用して、その他ユーザーの追加登録等を行わないでください。

※システム稼働停止等により適用開始希望日のご希望に沿えない場合があります。

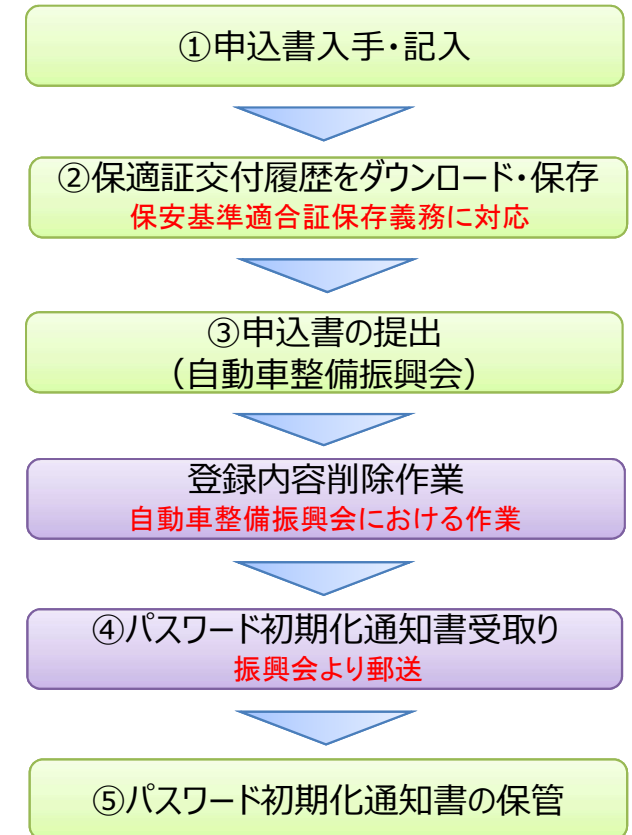
■削除申込みに必要な書類

- ・保適証サービス(電子保安基準適合証システム)【変更】申込書
兼 利用料金 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書【変更】

【注】申込書下段の利用料金 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書部分の記載は不要。

※登録内容削除手数料は発生いたしません。

【注意】電子保適証の登録が1件も無い場合は、「パスワード初期化通知書」の発行はされず、適用開始希望日以降、即時、事業場情報等が削除されます。(登録済保適証の確認が不要なため)



5. 利用料金のお支払いについて

■保適証サービス利用料金（平成31年3月現在）

保適証情報登録1件あたり36円（消費税込み）

※保適証登録1件ごとに保適証サービスの利用料金が発生いたします。

なお、一度登録した保適証について引戻し・修正・再登録を行った場合は再度料金は発生しません。

(1) 通常のお支払い

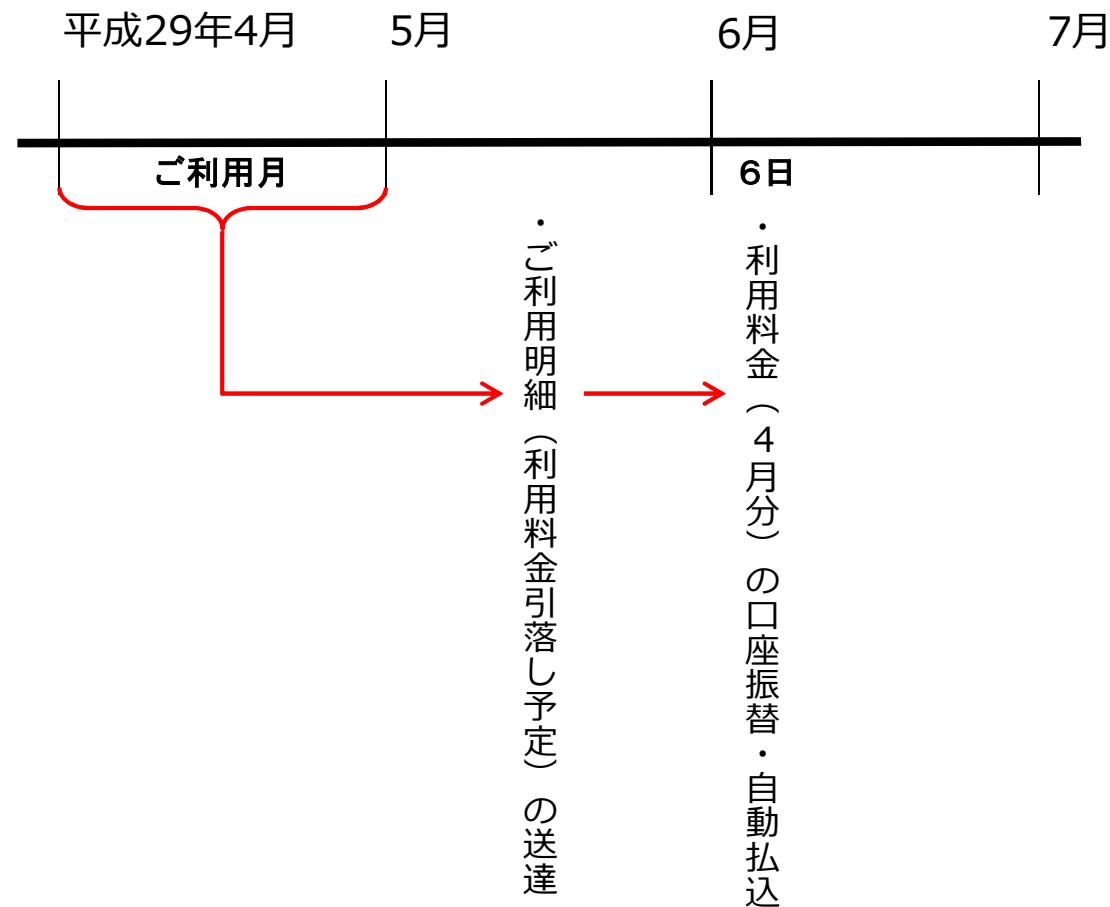
保適証サービスの利用料金のお支払いは、利用申込み時に指定した預金口座より口座振替または自動払込にて行われます。

なお、口座振替または自動払込の基本的なタイミングはサービスご利用月の翌々月6日付(6日が金融機関休業日の場合は翌営業日)となります。

また、サービスご利用明細(ご利用件数・料金及び口座振替または自動払込予定日)については、口座振替または自動払込前に、原則、当該整備事業者(本社)に郵送いたします。(サービスを利用する各拠点の管轄が複数運輸支局にまたがる企業については、原則、管轄運輸支局の別にご利用明細を送付いたします。)

※口座振替または自動払込の前日までに必要となる金額の入金をお願いいたします。

■通常の口座振替または自動払込のスケジュール



(2) 口座振替または自動払込が何らかの理由により完了できない場合

利用料金等の口座振替または自動払込が何らかの理由により完了できない場合は、当該整備事業者の拠点管理担当者に確認の上、同月の27日付(27日が金融機関休業日の場合は翌営業日)でもう一度口座振替または自動払込を実施します。

整備事業者の都合により2回目の口座振替または自動払込も完了できなかった場合は、必要に応じて保適証サービスの利用を一時停止する措置を講じさせていただき、請求書によるご請求を実施させていただきます。(原則、振込手数料等は利用者負担となります。)

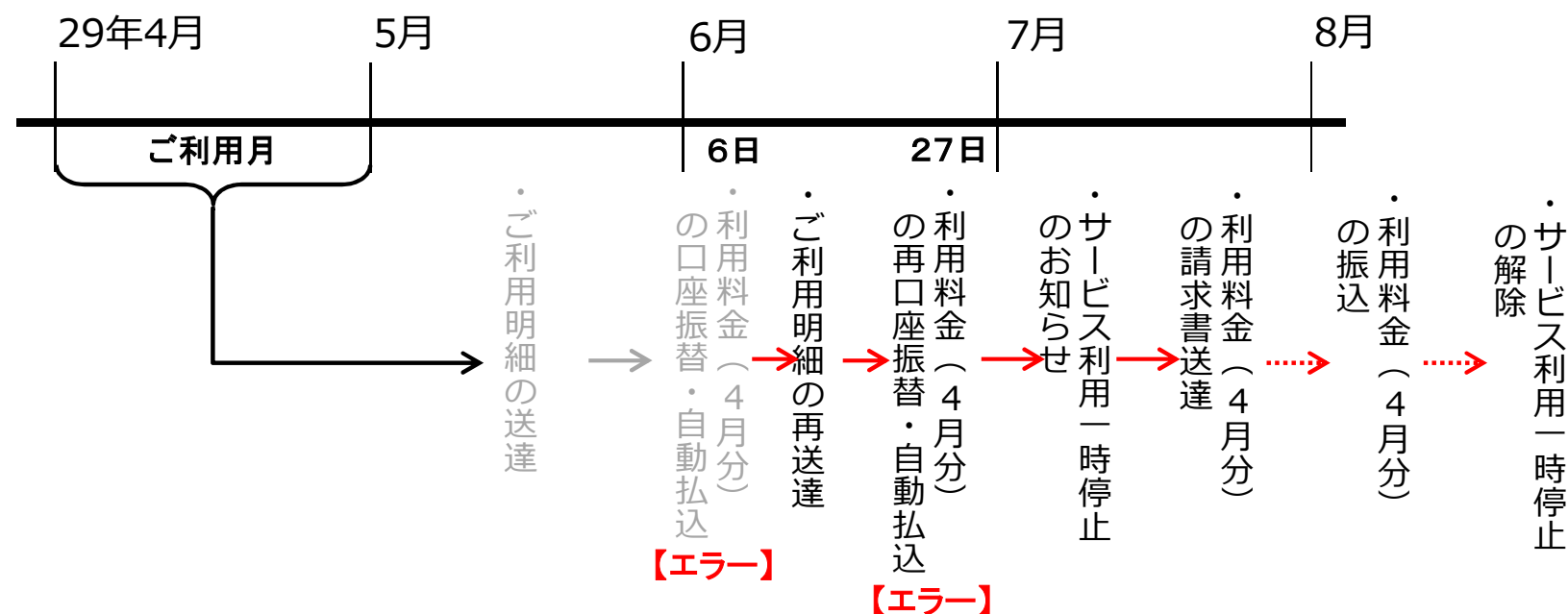
なお、システム利用の一時停止措置を講じた場合は、利用料金のお支払いが管轄の自動車整備振興会において確認できた時点でシステム利用の一時停止を解除させていただきます。(一時停止の解除に時間を要する可能性がありますのでご了承ください)

金融機関の都合により2回目の口座振替または自動払込も完了できなかった場合は、保適証サービスの利用一時停止措置は講じずに、請求書を郵送させていただきますので、指定口座へのご利用料金のお振込みをお願いいたします。(ご利用料金より振込手数料を差引いた金額をお振込みください。)

※システム利用一時停止に伴い当該指定自動車整備事業場及び整備事業者等が被る如何なる不利益についての一切の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

※一般社団法人日本自動車整備振興会連合会より自動車整備振興会に、利用料金の徴収を委託する場合があります。

■口座振替または自動払込が何らかの理由により完了できない(事業者都合)場合のスケジュール



■ 口座振替または自動払込情報

収納代行会社: SMBCファイナンスサービス株式会社

収納企業名: 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

振替日: ①毎月 6日(金融機関休業日の場合は翌営業日)【通常のお支払い】

②毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)【再振替】

※②の振替は①の振替が完了できなかった場合のみ実施

通帳への表示例: ゆうちょ銀行以外 ⇒ SMBC(ホテキシヨウ)

ゆうちょ銀行 ⇒ ホテキシヨウ

■ ご利用明細について

1か月分のサービスご利用明細(ご利用件数・料金及び口座振替または自動払込予定日)について、口座振替または自動払込前(ご利用月の翌月)に、原則、当該整備事業者(本社)宛てに郵送いたします。(サービスを利用する各拠点の管轄が複数運輸支局にまたがる企業については、原則、管轄運輸支局の別にご利用明細を送付いたします。)

〈明細内容〉

- ・サービスご利用期間
- ・事業場ごとのご利用件数・料金
- ・事業者の合計ご利用件数・料金
(複数拠点を有する事業者の場合は管轄運輸支局管内の各事業場の合計)
- ・振替日(口座振替または自動払込実施予定日)

6. 問合せについて

(自動車整備振興会一覧)

(1) 保適証サービスに関する問合せ先

※整備業務システムの操作方法等については各整備業務システム会社にお問合せください。

管轄の運輸支局管内の自動車整備振興会(指定の休日を除く平日9時～17時)

■自動車整備振興会一覧(平成31年3月現在)

運輸局等	事業場管轄 運輸支局等	自動車整備振興会			
		名称	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	札幌	札幌地方自動車整備振興会	065-0024	札幌市東区北24条東1-1-12	011-751-1412
	函館	函館地方自動車整備振興会	041-0824	函館市西栲楼町555-36	0138-49-1411
	室蘭	室蘭地方自動車整備振興会	050-0081	室蘭市日の出町3-4-13	0143-44-5640
	帯広	帯広地方自動車整備振興会	080-2459	帯広市西9条北1-8-3	0155-33-3166
	釧路	釧路地方自動車整備振興会	084-0906	釧路市鳥取大通6-1-1	0154-51-5216
	北見	北見地方自動車整備振興会	090-0835	北見市光西町167	0157-24-4544
	旭川	旭川地方自動車整備振興会	070-0902	旭川市春光町10	0166-51-2157
東北	宮城	宮城県自動車整備振興会	983-0034	仙台市宮城野区扇町4-1-32	022-236-3322
	福島	福島県自動車整備振興会	960-8165	福島市吉倉字吉田5	024-546-3451
	岩手	岩手県自動車整備振興会	020-0891	紫波郡矢巾町流通センター南2-8-2	019-637-2882
	青森	青森県自動車整備振興会	030-0843	青森市大字浜田字豊田129-12	017-739-1801
	山形	山形県自動車整備振興会	990-2161	山形市大字漆山字行段1961	023-686-4832
	秋田	秋田県自動車整備振興会	010-0962	秋田市八橋大畑2-12-63	018-823-6546
	新潟	新潟県自動車整備振興会	950-0961	新潟市中央区東出来島12-6	025-285-2301
北陸信越	長野	長野県自動車整備振興会	381-8510	長野市西和田1-35-2	026-243-4839
	石川	石川県自動車整備振興会	920-8213	金沢市直江東1-2	076-239-4001
	富山	富山県自動車整備振興会	930-0992	富山市新庄町字馬場24-2	076-425-0882
	東京	東京都自動車整備振興会	151-0071	東京都渋谷区本町4-16-4	03-5365-2312
関東	神奈川	神奈川県自動車整備振興会	224-0053	横浜市中区池辺町3660	045-934-2311
	埼玉	埼玉県自動車整備振興会	331-8555	さいたま市西区中釘2082	048-624-1218
	群馬	群馬県自動車整備振興会	371-0007	前橋市上泉町397-1	027-261-0221
	千葉	千葉県自動車整備振興会	261-0002	千葉市美浜区新港156	043-241-7254
	茨城	茨城県自動車整備振興会	310-0844	水戸市住吉町292-5	029-248-7000
	栃木	栃木県自動車整備振興会	321-0169	宇都宮市八千代1-9-10	028-658-1994
	山梨	山梨県自動車整備振興会	406-0034	笛吹市石和町唐柏790	055-262-4422

運輸局等	事業場管轄 運輸支局等	自動車整備振興会			
		名称	郵便番号	所在地	電話番号
中部	愛知	愛知県自動車整備振興会	466-8558	名古屋市中区滝子町30-16	052-882-3834
	静岡	静岡県自動車整備振興会	422-8001	静岡市駿河区中吉田10-36	054-263-0123
	岐阜	岐阜県自動車整備振興会	501-6192	岐阜市日置江2648-4	058-279-3721
	三重	三重県自動車整備振興会	514-0003	津市桜橋3-53-15	059-226-5215
	福井	福井県自動車整備振興会	918-8023	福井市西谷1-1401	0776-34-3434
	大阪	大阪府自動車整備振興会	559-8511	大阪市住之江区南港東3-5-6	06-6613-1191
近畿	京都	京都府自動車整備振興会	612-8418	京都市伏見区竹田向代町51-5	075-691-6462
	兵庫	兵庫県自動車整備振興会	658-0024	神戸市東灘区魚崎浜町33	078-441-1601
	奈良	奈良県自動車整備振興会	639-1037	大和郡山市額田部北町977-6	0743-59-5050
	滋賀	滋賀県自動車整備振興会	524-0104	守山市木浜町2298-1	077-585-2221
	和歌山	和歌山県自動車整備振興会	640-8404	和歌山市湊1106	073-422-2466
	広島	広島県自動車整備振興会	733-0036	広島市西区観音新町4-13-13-3	082-231-9201
中国	鳥取	鳥取県自動車整備振興会	680-0006	鳥取市丸山町233	0857-23-3271
	島根	島根県自動車整備振興会	690-0024	松江市馬場町43-4	0852-37-0042
	岡山	岡山県自動車整備振興会	701-1133	岡山市北区富吉5301-8	086-259-3500
	山口	山口県自動車整備振興会	753-0821	山口市葵1-5-58	083-924-8123
四国	香川	香川県自動車整備振興会	761-8023	高松市鬼無町佐藤17-10	087-881-4321
	徳島	徳島県自動車整備振興会	771-1156	徳島市応神町応神産業団地1番地7	088-641-1500
	愛媛	愛媛県自動車整備振興会	791-1113	松山市森松町1075-2	089-956-2181
	高知	高知県自動車整備振興会	781-5103	高知市大津乙1793-1	088-866-7300
九州	福岡	福岡県自動車整備振興会	812-0051	福岡市東区箱崎ふ頭6-7-16	092-641-3172
	長崎	長崎県自動車整備振興会	851-0103	長崎市中里町1576-2	095-839-1177
	大分	大分県自動車整備振興会	870-0907	大分市大津町3-4-13	097-551-3311
	佐賀	佐賀県自動車整備振興会	849-0928	佐賀市若楠2-10-10	0952-30-8181
	熊本	熊本県自動車整備振興会	862-0901	熊本市東区東町4-14-8	096-369-1441
	宮崎	宮崎県自動車整備振興会	880-0925	宮崎市大字本郷北方字鵜戸尾2735-7	0985-51-5008
	鹿児島	鹿児島県自動車整備振興会	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-16	099-261-8515
沖縄		沖縄県自動車整備振興会	901-2134	浦添市字港川512-16	098-877-7065

※一般社団法人日本自動車整備振興会連合会より上記の自動車整備振興会に、保適証サービスの問合せ対応、利用申込み、利用者管理、利用料金徴収(一部)関係の業務等を委託しております。

保適証サービス(電子保安基準適合証システム)ご利用マニュアル

平成29年1月 第1.0版発行
平成29年3月 第1.1版発行
平成29年4月 第1.2版発行
平成29年5月 第1.3版発行
平成30年6月 第1.4版発行
平成30年9月 第1.5版発行
平成31年1月 第1.51版発行
平成31年3月 第1.6版発行

編集兼
発行者 木場 宣行

発行所 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
〒106-6117 東京都港区六本木6-10-1
☎(03)3404-6141